

---

令和元年 第4回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和元年12月10日 (火曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和元年12月10日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 大庭 澄人 議員
  2. 桜下 善博 議員
  3. 中田 元 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 河村由美子 議員
  6. 藤升 正夫 議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 大庭 澄人 議員
  2. 桜下 善博 議員
  3. 中田 元 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 河村由美子 議員
  6. 藤升 正夫 議員

---

出席議員 (10名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 桑原 三平君  | 2 番 三浦 浩明君  |
| 3 番 桜下 善博君  | 4 番 松蔭 茂君   |
| 5 番 中田 元君   | 7 番 河村 隆行君  |
| 8 番 大庭 澄人君  | 9 番 河村由美子君  |
| 11 番 藤升 正夫君 | 12 番 安永 友行君 |

---

欠席議員 (2名)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 6 番 大多和安一君 | 10 番 庭田 英明君 |
|------------|-------------|

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	榎木 昭典君	出納室長	……………	中林知代枝君

---

午前 8 時 58 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 10 人です。なお、6 番、大多和議員、10 番、庭田議員は、通院治療のため、きょうは欠席届けが提出されておりますので、報告いたします。

定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

**日程第 1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1 番目の通告者、8 番、大庭議員の発言を許します。8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 改めましておはようございます。きょうは 2 件の通告をしております。その中で、まず最初の 1 件目の県道の安全確保はというタイトルでお話します。

町内の県道はきちんと整備されているところもあり、また、そうでないところもあり、いろいろ違った環境であります。住民の皆様が安心して通行できるためにも、早急に整備すべきであり、中でも県道 16 号線は大変通行量が多く、また、自転車での通行も多くあります。大型トラック等以前にもいろいろ言うていますが、大変通行が多く、町内の動脈と言うても過言ではないと思っております。

この県道では、歩道での自転車の通行もできる状態であります。歩道の未整備地域があり、道路幅は狭く、そして、カーブが大変多くございます。中途半端な整備ではなく、本腰を入れての

整備をすべきであると思います。県には毎年要望を出しておるということでございますが、ただただ要望を出すだけではなく、やはり力を入れて要望をすべきであると思います。

既に今日まで何件かの死亡事故等も発生しておったり、あるいは事故寸前に遭う状態も大変多くあるお話も聞いております。先日も、あるカーブで、センターラインを割ってきた大型車に、もうちょっとではねられそうになったと、そういう人が言うてこられました。そういう事故の起こる寸前の状態が大変多くございます。そして、今、センターラインの白線が消えている箇所が3カ所あったり、あるいはカーブがきついので、見通しが悪いのでカーブミラーを設置せよというような意見も聞いております。そういったことを県にどのように町長は説明し、要望しておられるのか改めてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。それでは、大庭議員、1点目でございます。県道の安全確保はということにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

県道16号線、いわゆる主要地方道六日市錦線の歩道設置に関する御質問ではないかと思っております。議員からの歩道設置に関する安全確保の御質問は、昨年3月の議会、さらに12月の議会の一般質問においてもお答えをさせていただいております。若干そちらのほうと重複する部分もあろうかと思いますが、その点についてはお許しをいただきたいと思います。

島根県におきましては、平成28年度より、九郎原地区から蔵木地区にかけまして、約1.3キロメートル区間において、路肩を拡幅する防災安全交付金事業を実施をいたしまして、今年度におきまして事業が完了したところでございます。

議員の中途半端な整備との御指摘でございましたが、歩道設置となりますと、用地確保に時間を要し、引いては、工事完了まで相当な期間が必要となるため、歩行者の安全確保に向け、スピード感を持ち、今できる最大限の取り組みとして事業実施してきたものでございますので、その点については、御理解を賜りたいと思っております。また、担当課のほうからは、事前に地区の説明会もさせていただいて、その後今回の事業を実施をしているというようなことも報告を受けているということをつけ加えておきたいと思っております。

町といたしましても、蔵木中学校の統合や、近年増加しております外国人労働者など、歩行者を取り巻く道路環境が大きく変わっていることは十分承知しており、その安全確保は重要な課題であると認識しているところでもございます。

これまでもお答えをさせていただいておりますとおり、路肩を拡幅する方向での事業が完了いたしましたので、改めて鹿足土木協会等を通じまして、正規な歩道整備について強く要望していきたいと考えているところでございます。

今後とも、歩行者の安全確保に取り組む考えでございますので、ぜひとも地域住民と一体とな

った要望に御支援、あるいは御協力をいただきますように、本席をかりてお願いを申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 路肩の拡幅工事がほぼ完了したということでございますけど、拡幅と申しましても、今まであったとおりの幅をただ緑色の色をつけただけと私は理解しております。そういった意味で、余り効果のない工事をされたように私は感じております。こういったことで、そのまま放置ではないでしようが、今後は強く要望していくということでありましたけど、やはり安全確保のためには、スピード感を持ってやっていくべきだと思います。

土木事務所に問い合わせいたしますと、初見のほうの1車線しかない部分の工事の計画はあると言うております。その辺がいつから始まるのか、その辺はようわからんですけど、やはりそれも含めて県道という、特に県道16号線、他の吉賀町の県道もありますけど、それに比べても通行量が大変圧倒的に多うございますので、やはり事故が起きないということを最優先にすべきであり、また、通行される車両にとっても、やはり安全に運転できるということは望みだと思っておりますので、やはり町長にとっては鋭意努力されて、県のほうに要望をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁をさせていただいたことに尽きるわけでございますが、通告書の中でも要望活動がその程度でありという表現もあって、少し我々とすれば残念な気持ちもしております。精いっぱい要望活動もしているつもりでございます。

先ほど冒頭のところで、現状でセンターラインが数カ所見えなくなっておったり、それから、カーブミラーが欲しいんだというような声もあるということで、議員のところへ声が届いているというお話でございました。これもまた、これは維持管理の範疇になろうかと思っておりますけど、そこは、日常的な業務のやり取りの中で要望活動ができるわけでございますので、しっかり声を届けていきたいなと思っております。

それから、効果の部分のお話でございました。先ほど答弁申し上げましたように、用地確保ということで正規なということになると幾らか時間がかかるという中で、地元のほうにも御理解をいただきながら、現在の状況でまず工事を進めていこうということで、今年度のところで完了したということでございます。

毎年のように、鹿足土木協会で要望活動を島根県当局のほうへさせていただいておりまして、ことしも7月の25日でございましたが、津和野町長、私、それから、両町の議会の議長、さらには、地元選出の中村県議会議長さん等にも同席をさせていただいた上で、島根県知事並びに、当然議会、さらには土木部等々への要望活動を行ったところでございます。

要望活動は本当に項目が多うございまして、今回御指摘のございました主要地方道の六日市錦線についてでございますが、まずは、これまでやっておりました路肩の拡幅の部分については継続事業ということで、交通安全施設整備ということで要望もしておりますし、この工事が完了いたしましたので、次なるということになりますと、御指摘のあったような正規の自歩道を整備するという事になるかと思えます。引き続き要望をさせていただきたいということでございます。

特に、蔵木地区におきましては、県道が未整備なところがまだまだあるわけございまして、例えば、主要地方道の六日市錦線、初見工区で申し上げますと、これは、小さな拠点づくりにかかわる県道整備の促進ということで、これは新規事業の今お願いをさせていただいておるところでございます。それから、六日市錦線の交通安全施設につきましては、繰り返し申し上げておるとおりでございます。

それから、一般県道の関係で申し上げますと、これは、須川吉賀線、星坂工区でございますが、これにつきましても、工事の促進ということで新規の要望箇所ということで、今上げさせていただいておるところでございます。

毎年町の安全協会の皆さんの御協力をいただきながら、交通安全のテント村も蔵木線では行っております。年に2回やるわけでございますが、1回は、187号線真田のポケットパークで行いまして、もう一回は、蔵木線の、今は三宮の神社の上付近の直線でやっておりますけど、特に蔵木線でやる場合は、早朝7時半から8時過ぎにかけてテント村を開設するわけです。なぜかといいますと、非常にこの時間帯で通勤をされる方が非常に多いということで、配布するものも数百個準備いたしますが、あっという間になくなります。それだけ交通量が多いという現状でございまして、その最中には、ヘルメットをかぶって自転車で通勤される外国人の方もたくさん見受けられるわけでございます。そうした方にも、交通安全の周知をするわけでございますが、何よりもやはりハードの部分で整備をして、まずは住民の皆さん、通勤をされる方、あるいは今は六日市の学校へ通われる方は基本的にはスクールバスということになっておりますけど、日常的に自転車、歩行者、そうした方の事故を回避をするということからも、引き続き、現状のものは整備をされましたが、もう一歩進んで正規な自歩道の整備ができるように、引き続き県のほうに対しては要望活動を続けさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町長はもう全然、県道16号線のほうに関しては余り関心がないとか、見ていないんだなど、私は今まで思っていましたけど、案外見ておられて、ちょっと感謝しております。

言われたように、いろんな地区で要望等、整備等も必要があると思えますが、やはりスピード

感を持って鋭意県のほうに要望していただくよう強く要望いたします。

これで最初の質問を終わります。次の2番目の質問に入ります。

2番目の質問は、新たな財源で魅力ある町をとということで、特に、観光資源に絞って私はちょっとお話ししようと思います。

まず、町長にお伺いしたいのですが、何項目か質問項目を出しておりますけど、その中での町の財政についてお伺いいたします。町は、今財政は、町の広報によりますと、78.8%が地方交付税、あるいは町債、あるいは国や県の支出金といった他力本願的な部分であり、これは、日本の自治体のほとんどがそうではないかなと思いますけど、特に、78.8%、80%近い額がということで、大変な状況だなと思っております。そういった中で町税も8.8%、そういう状況であります。このような状況に対して、やはりどのように町長は思われているかまずお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の新たな財源で魅力ある町にとということでございます。まずは、町の財政について簡潔にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど具体的なお話もございましたが、平成30年度一般会計の歳入決算額のうち町税で申し上げますと、5億7,456万8,000円と、全体の8.8%を占めている状況でございます。また、地方固有の財源であります交付税につきましては、32億2,529万4,000円と、全体の49.6%を占めているというような状況でございます。

中期財政計画におきましては、町税については、緩やかに減少すると見込んでおります。また、交付税のうち普通交付税につきましては、合併算定替が来年度、令和2年度で終了するものの、公債費の増加もありますので、全体的には、今後5年間はおおむね横ばいの状況、こうした状況を見込んでおるところでございます。

いずれにしましても、今後の財政の状況につきましては、大変厳しい状況であるということ、これは、全員協議会の毎年の中期財政計画の説明会であったり、予算審議のときであったり、繰り返して申し上げておりますように、吉賀町の財政、これは、吉賀町に限らずだと思います。全国のこうした中山間地に位置する小規模自治体は、いずれも同じ状況だと思いますが、今後の財政状況は非常に厳しいということを繰り返しお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 大変苦しいということではありますが、そういった中で苦しいと言ったって、私ども家計に例えますと、やはり何らかの努力をしなければやっていけないということであり、貯金を取り崩してということでやりくりということも考えられますけど、やはり貯金も底をつくと思っております。そういった中で、新たな財源を求めてどういったことを、もし考えておら

れればお聞かせいただけたらと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 新たな財源ということで申し上げますと、まずは、先ほど答弁させていただきました、いわゆる税金の税の部分をもだまだ上向きにしていくということは大前提でございますが、それ以外ということになりますと、これまでの地域商社のお話でも申し上げておりますように、今、我々として可能性があるということで申し上げますと、やはりふるさと納税、これをまだまだ伸ばしていかなければならない、伸ばしていく余地が私はあると思っております。自治体で申し上げますと、全国的には、億単位で、しかも二桁の億単位でふるさと納税を実現していられる自治体もございます。県内でも億単位ということは目白押しでございます。

じゃあ吉賀町がどうかということで申し上げますと、平年ベースで申し上げますと、残念ながら300万円から400万円強というような状況でございます。私は、個人的にはまだゼロが一桁やっぱり足りないのだろうと思っております。ですから、これをしっかり伸ばしていくためにも、地域商社の全体のスキームのところでお話をさせていただきましたけど、どうにかこの資源を、吉賀町の資源、あるいはこの圏域の資源を十分活用させていただいて、人を呼び込んで、そして、この吉賀町に興味を持っていただいて、このふるさと吉賀町なりを応援をしていただく、そうしたことをふるさと納税でやっぱり展開していくというところが非常に大きな魅力といたしますか、可能性を感じているところでございます。

そういたしますと、今回、通告の内容にもございますが、どうしてここの地へ人を呼び込んでいくか、観光の振興を果たしていくかということが大きな課題になるというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 新たな財源として、地域商社、あるいはふるさと納税等にも力を入れて、町の財政を潤うようにという話でございました。また、町長も言われましたように、観光方面でもということでございますが、これから質問することに関しては、私の提案部分といたしますか、そういった部分に入りますけど、現在、町内の観光施設ありますけど、その観光収入額、あるいはお客さんの数等もし町がつかんでおられればお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お問い合わせのありました観光に伴います収入額と客数でございますが、残念ながら収入額につきましては、我々の今の状況の中でつかむものがございませんので、きょうのところは、いわゆる入込の客数についてお答えをさせていただきたいと思っております。

直近の平成30年の町内への入込客数でございます。延べで申し上げますと、21万1,381人ということで、20万を少し超えるぐらいの方が来ていただいております。それから、

そのうち宿泊をされておられる方、宿泊数で申し上げますと、8,695人ということですから、1万人を少し割り込んで9,000人弱の方がこの吉賀町内にお泊まりをいただいているという状況を把握しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 額面に関しては、なかなかつかみどころのないところもありまして、多分難しいと思います。入り込み客数ということで21万1,381人という、私が思っていたよりもたくさんの方が見えておられるということで少しは安心しております。

また、その中で宿泊者が8,600人以上ということで、これもまた、宿泊すると1人1万円ぐらいのお金は落とされると思います。それに8,000を掛けるとちょっと8億円以上になるんですかいね。そういった感じになり、やはり額面にすると結構な数字だと思います。そういった中で、違いましたかいね。（「8,000万円」と呼ぶ者あり）8,000万円ですかね。済みません、申しわけありません。そういった中で、現在のもっともこの数を、21万のいう数、その中にはやはり今イベント的に行われている水源祭り、あるいはカタクリ祭り、あるいはひがん花祭りとか、あるいは柿木の棚田等、そういったものも当然入っており、またゆ・ら・らのお客さんも入っておられると思います。そういった中で、今現在、ゆ・ら・らのお客さんについて、以前、開所当時は16万を超えるぐらいの人数がおられたと聞いておりましたが、現在は多分10万を切っているんじゃないかと思いますが、そういった状況について町長はどのように、将来も含めて、展望ですけれど、考えておられるかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最後のところでゆ・ら・らのお話ございましたので、まずそこをお答えをさせていただきたいと思いますが、ゆ・ら・らにつきましては、今議員おっしゃられますように、2000年、平成12年にオープンをさせていただいた施設でございます。かなりの年数がたったということでございまして、開設当初、オープン当初はやはり入り込みは年間15万人ぐらいいらっしゃった。今は特に一昨年からの状況もありますが、年間で今10万人を少し割り込むような状況になっています。特に、温泉施設でございますけれど、温泉施設、これも全国どこへ行っても大苦戦でございまして、お隣になります、益田市の匹見温泉に至っても指定管理者がなかなか見つからない中で、先日の新聞によりますと、温泉部分だけ、入浴部分だけを直営でどうにか再開をさせていただきたいというような記事もございました。そうした中で、吉賀町には3つの温泉がございまして、特に今指定管理で出ささせていただいておりますゆ・ら・らと柿木の老人福祉センターはとの湯荘、非常に心配をおかけいたしました、結果的にやはり町内の企業様にその経営を引き継いでいただいたということで、まずは安心をしております。ただ、現状は大変厳しいということでございまして、指定管理者のほうで一生懸命頑張らせていただいて、

運営をしていただいているところでございます。特にゆ・ら・らにつきましては、これははどの湯荘も一緒でございますが、非常に老朽化した施設でございますので、議会のほうで予算を御承認をしていただいた上で今調査業務に当たっているところでございます。この内容につきましては、年が明けまして1月中のところで報告なりが上がってくるように今聞いておりますので、その調査結果を見た上で、10年先、20年先、この施設をどうしていくのか、これをもう一度やっぱり検討していかなければならないだろうと思っています。

いずれにしても、温浴施設、温泉施設は配管等の問題が通常の施設とは違う部分がございます。特に長い源泉からの距離もあるわけでございますが、そうしたところに膨大な経費もかかってくるというのは間違いのないわけでございます。非常に今、地方創生の推進交付金、こうした有効な財源を早い段階で見つける、そうしたことをしながら老朽化対策にもやっぱり取り組んでいかなければならないのではないかとこのように思っています。

それから、前段のところでもいわれるその入り込みの吉賀町への観光客のお話がありました。先ほど申し上げたような数字でございますが、年々、入り込みは減っているような状況でございます。ただ、大きな落ち込みではないということは申し上げておきたいと思うんですが、これはこれまでの一般質問なり、質疑の中でもいろいろご紹介をさせていただいてはいますが、平成28年の3月に観光振興の基本方針とあって、これ町の観光協会さんがコンサルティング業務を出されて、こうした報告書をいただいているわけでございます。私は、これに非常に感銘を受けていまして、いろいろところで議会のほうでも報告をさせていただいているものなんです。これは、吉賀町の観光を今からいかにしていくかというような提案がつぶさにこう書いてあるものでございまして、先ほど御紹介もございましたが、なかなかその……、吉賀町は観光地ではないわけです。お隣の津和野町は観光地ですから、今、年間、減ったとはいいいながら110万人の方がいらっやっています。吉賀町はどのぐらいかといいますと、申し上げましたように、5分の1の20万人です。では観光資源がないかといいますと、決してそうではありません。年間を通じてたくさんのイベントがあるわけです。この中でも整理されておりますけど、吉賀町は春夏秋冬で非常にたくさんのイベントがある。春で申し上げますと、カタクリ祭りであったり、それから夢・花マラソン、それから2つの道の駅のお祭り、さつき祭りとフラワーフェスティバル、フラワーフェアでございますが、夏には、水源祭りがあって、吉賀町ふるさと祭り、花火大会ですね。それから六日市では最近では野外フェスティバルが始まりました。そして8月の最後ではコウヤマキの自生林の観察会がある。秋になると、蔵木のひがん花祭りがあったり、棚田まつりがあったり、それから栈敷の紅そば花見会があったりと、今度、冬にかけては、きん祭みん祭があったり、先日も参加をさせていただきましたが、下須の万歳楽があったりと、四季折々でたくさんのイベントがあるわけです。ですからこれを通年でつなぎ合わせて、特に山陽筋からの

皆さんをお呼びする。たくさんの観光資源があるんじゃないかというのがこの提案です。

それから、もう一つ、やっぱり注目しなければならないのは、道の駅で入り込みをされた方にアンケート調査をした結果がこの中に載っているわけです。結果を申し上げますと、山口県とか広島方面、いわゆる山陽方面から吉賀町の道の駅、2つの道の駅に来られるお客さんは、観光の目的が吉賀町ではないということです。いずれかへ行く途中に吉賀町の2つの道の駅に立ち寄られる。ところが逆に、益田市とか津和野町からおいでになって道の駅で滞在をされる方は、目的地が吉賀町なんです。ですから、やはりお客さんの傾向をしっかりと読み取って、どこをターゲットに、それからどういった世代をターゲットにする、そうしたことをしっかりと分析をすればまだまだ、吉賀町は小さい町で観光地ではありませんが、先ほど言いましたような通年のたくさんのイベントあるわけですから、年間通じて、例えばパスポートを発行して四季折々に4回来ていただければ何らかのインセンティブをつけてメリットが出てくる。こうしたことをやっていけば21万の観光客はまだ25万とか30万になる可能性もあると思いますし、ましてや宿泊も、キャンプ的には少ないですけど、年間が今9,000人弱でございますが、これを1万人とか1万5,000人とかできる可能性は私は大いに秘めていると思います。ですから、今議員のほうから御提案のあった観光振興については、地域商社のお話もさせていただいていますが、そうした全体のそのスキームの中で、特に商工会であるとか観光協会の皆さんと連携をしながら、可能性をこれからも追求していきたいという思いをお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ゆ・ら・らに関してお伺いしたところ、たくさんのお話をありがとうございます。

まず、ゆ・ら・らに関して私が思うには、やはり温泉という施設はどこにでもあり、やはりゆ・ら・らという単独で生き残るには大変厳しいものがあると私も思うております。ゆ・ら・ら自体、今までに30億円近いお金をつぎ込んでおり、そういった施設が潰れるということも大変嘆かわしいものであり、やはり何とか生き残り策を考えるべきではないかと思っております。先ほど町長言われましたように、観光客のアンケートの中でやはり山陽方面からのお客さんの意見を聞くと、吉賀町はただの通過点に過ぎないということであり、私もそれは同感だと思います。また、春や秋にはバイクで特に県道16号、先ほどの16号線ですけど、バイクでのツーリング客がものすごく通って、そういった人もただの通過点として意識しておられるのではないかなと思います。こういった人を取り込むにはどうしたらいいのか、あるいは泊まっていただくにはどのようなことが考えられるのかということ、先ほど言われましたように、吉賀町は観光地ではないが、ただ大自然の中の、山の中の自然という観光資源があるということ、私たちはちょっと忘れておるのではないかなと思います。大自然の中、それは御存じのように長瀬峡から始まり、深

谷大橋、その下までの大地争奪戦により割れた大溪谷、深谷溪谷というのがあり、これも本当に近辺にはない自然であります。私が思うには、この自然を生かす工夫というのをやはり金山谷の入り口には滝もあり、そういったところにまでもサイクリングロードとか、そういったちょっと手を加えることで、やはり都会の人、あるいは今外国人が田舎を求めておられるということであり、そういったことにもつながり、やはり自然を生かすというそういったあれはすごく魅力的なことだと思っております。また深谷も始まり、田野原の湿田、これも利用されておられません。この湿田にもやはり尾瀬のミズバショウ、尾瀬に今ものすごい、スケールが違いますけど、広い大きな湿田地帯があり、その中を木道が延々と続いており、その周りは全てミズバショウで囲まれているという、ものすごい観光客が行っております。私も一度行きましたけど、本当に素晴らしいところでした。そういった、尾瀬ではないですけど、尾瀬の縮小版みたいところが吉賀町、特に初見地域、田野原地域等に2カ所あります。そこら辺を、やはり眠っている資源だと思えます。これをやはり生かす工夫、今、田んぼとしては利用がほとんどしていません。99%利用されておられません。これを生かす工夫。間伐材等を利用して、中に木道を入れて、その周りにはミズバショウではないですけど、やはりアヤメとかそういった湿田に咲くような花を一面に植えると大変見応えがあり、素晴らしい観光地としてなることはもう本当に自信を持って言えると思えます。

また、柿木には素晴らしい棚田もあります。これもオーナー制とかいろんなことを考えておられ、またこれも余り地域にはない、日本にも数カ所しかない棚田ということで、これにもやはり魅力のある、開発ではないですけどもっと工夫をすると、観光客というのがもっとももっとふえるというふうに私は考えております。そうするにはやはり地域の住民の理解を得て、そして町単独ではやはり難しいので、地域住民と協働して一緒にやろうというそういう機運を持つ、そういった音頭取りというのをぜひ町はやっていただきたいと思っております。

こうしたことでどういった効果が見込まれるといいますと、やはり先ほど言いますように、津和野では100万以上の観光客があるということで、100万を目指すにはすごいあれかと思えますけど、吉賀町も決して無理ではないと思っております。先ほど言いましたように、多くの方が自然を求めるようなだんだんとそういった風潮もあり、この吉賀町の大自然という魅力あるところではやはり多くの余地があると思っております。そして山もたくさんあり、今テレビ等で言われていますけど、山ガールといって女性の登山客、特に軽登山、余り北アルプスとかそういったところの本格的な登山ではなくて、登山の初心といいますか、そういったことができるような山、吉賀町には幾つかあります。そういった登山道も整備して、登山をして疲れたらゆ・ら・らで泊まって休むという、そういったゆ・ら・らと一緒にコラボといいますか、共同でやるとゆ・ら・らにもやはり魅力があり、そして観光客にとってもいいと思えます。そういった意味でのこ

とを私は提案したいと思いますけど、町長、どのように思われますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ゆ・ら・らのお話がたくさん出ましたので、繰り返しになるかと思いますが、ああして大変な時期があったわけですが、今は町内の企業様のほうへ継承していただいています。あの事態になったときに議会のほうに私は再三申し上げたわけですが、あの施設につきましては、町内一番の誘客施設でありますし、観光施設でもあります。もう一つは、やはり何よりもたくさんの方があそこで働いていらっしゃる雇用の場でもあるわけですから、この施設をやはりシャッターをおろすわけにはいかないわけですが、どうにか事業を継続をさせていただきたいという思いの中で、いろいろ御議論もございましたが、現状に今なっているとこのところ、これは改めて議会の皆さんに対してもお礼を申し上げたいと思います。

このゆ・ら・ら、それから柿木にあと2つ温泉がありますし、道の駅も2つあるわけですが、こうしたところを基点にして観光振興をやっていかなければならないというふうに思っています。そのときに、やはりポイントは何回もお話がありましたように、やっぱり自然だろうと思います、吉賀町の売りは。山であったり、川であったり。特に川で申し上げますと、ああして一級河川高津川が過去6回、水質日本一の称号をいただいておりますし、11月29日からは映画「高津川」が公開が始まったということでもございますので、やはりその川を売りにしたこといろいろなことが可能性が高まってきたというふうに思っております。商社のお話のときにもスキームの中でお話をさせていただきましたように、やはりその地域の価値をもう一回やっぱり見直していかなければいけないということでございます。4つに分けてあのときに説明をさせていただきました。水にまつわる価値と山にまつわる価値と地形にまつわる価値ともう一つは地勢、この土地の生い立ちですけど、この4つにやはり主眼を置いて、この町の価値をやっぱりもう一回見直していこうというようなお話をさせていただきました。たくさん御紹介もございましたが、やはりその水にまつわるということでございまして、やはり一級河川の高津川の水系であったり、それから水系は違います、二級河川の錦川に流れ込みますけど、長瀬峡であったり、そうしたことがあろうかと思えます。それから山ということで申し上げますと、当然、もう吉賀町の92%は山でございますし、それから本州南限のコウヤマキの自生林が有飯地区にはあるということで、ありがたいことに来年5月の31日に三瓶山で行われます全国植樹祭には、あえて私もあちこちで言っていますが、吉賀町の町の木であるコウヤマキが天皇陛下のお手植えの樹種に選定されたという非常に名誉なこともあります。それから、地形にまつわるということでございまして、河川争奪がある。それから、八町八反のお話もございましたし、棚田のお話もございました。

棚田につきましては、先日、先週末に棚田でライトアップイベントが行われました。これ、どうしてこのイベントが行われたかということで申し上げますと、新聞等でも今から載るんだらう

と思いますけど、ことしの夏に山口県の長門市で全国棚田サミットという大きいサミットがございました。そこで島根県の棚田の保全活動に取り組んでおられる方が一堂に会したと。たまたまそこへ吉賀町の大井谷の助はんどうの会のメンバーの方と奥出雲町のこれは追谷という集落でございまして、同じように棚田の保全活動をしていらっしゃる。そういった方が、夜の懇親会の場だったんでしょ、会われて、非常にやはり保全活動は皆さん苦戦しておられるけど、奥出雲町ではこんなことで挑戦しています。こんなことというのが、いわゆるLEDを使ってライトアップをするということなんです。そんな御縁で、今回、その奥出雲町追谷地区の方がそのLEDを無償で貸与するから、ぜひ大井谷の棚田地区でもそれやってみてはいかがですかという御提案をいただいて、地元の方が感銘を受けて、先週末ライトアップを始めて、どうもお聞きすると来年の2月ぐらいまでその事業をされるということで、私も御招待いただきましたので足を運んでみました。本当にきれいでした。ぜひ皆さんも、付近の皆さんも時間がある折には一度足を運んでいただいたらなと思っています。そこへ行きますと、実はきょうたまたま私、ここに今つけていますけど、どなたか質問していただくとありがたいなと思いつつ、きょう、ここつけてきました。これ実はそのときに地元の有志の方から、これ500円だったんですけど、私は買い求めました。これ何かといいますと、キャラクター商品として、棚田をいわゆる保全する活動に携わっている方が数名のスタッフが自費で、「だんだんぼうや」というキャラクターなんです。これ棚田をイメージをして、ちょっと見にくいですが、この白いのが棚田をイメージしてその上に稲穂があるんです、これは。

こうしたものをつくって棚田の、いわゆる売ったお金で棚田の保全活動に充てると、こういった活動をしていらっしゃる。町内には、そうした方もいらっしゃるわけです。

ですから、棚田も本当に観光資源でございます、御案内のとおり、全国棚田100選にも選ばれた。ちょうど、20年前ですけれども、そうした活動もしていらっしゃるということですから、やはりたくさん資源があるわけですので、点でたくさんあるところをつないで、どうにか、その観光のルートにしたいということが、やっぱり必要ではないかというふうに思っています。

地勢の部分で言うと、何と言っても吉賀町の強みは中国縦貫道の六日市インターチェンジがあるということで、山陽圏、山陰圏、さらには九州圏、関西圏からの客の呼び込みが、非常に容易だということもあろうかと思えます。

それから、もう一つは、長くなって済いません。もう一つは、ほかの観光地と、やっぱりコラボする、勉強していくというのが必要だと思います。

実は、ことし吉賀町の観光協会と邑南町の観光協会が、お互いのいいところを見ましょと、勉強ましょとということで、行ったり来たりというツアーを企画をされました。私もお誘いを受けましたので、ことしの4月でございましたが、邑南町のほうへ出かけさせていただきました。

マイクロバスに乗ってです。邑南町の皆さんの御紹介で、いわゆる邑南町のいいところをたくさん見させていただきました。

今度は、そのお返しということで、ことしの秋には邑南町の方が吉賀町に来ていただいて、吉賀町のいいところをたくさん見ていただいたということです。

ですから、我々、吉賀町の行政エリアの中で、観光資源を開発するのも、それはそれで本当にいいことなんですけど、もう一つは同じような規模のところと交流をしながら、お互いのその観光振興を高めていくということも、やはり必要だろうと思いますので、いろいろ可能性があるわけでございますので、長く申し上げましたけど、これからもしっかりと、吉賀町ならではの観光振興、頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの柿木の棚田でライトアップということ、ちょっと私も、うかつではありますけど初めて聞き、大変きれいだということで、来年の何日かまでは、ずっと毎日されるということなので、ぜひ一度行ってみたいと思っております。柿木の方は、大変熱心にそういうふうなことを取り組んでおられ、私も感心し、見習うべきだと思っております。

先ほど、ライトアップで、前、思っていた、言い忘れていたんですけど、やはり、ゆ・ら・らの奥には、JRが掘ったトンネルがあり、そこも空き家状態であります。

その中で、夏場なんかは、多分、温度が十七、八度、あるいは、もっと十五、六度ぐらいかと思えます。そういったところの中を、幽霊屋敷なんかではないけど、電気をつけたりとか、いろんなそういった、余りお金をかけなくても利用できる、そういった観光客を呼ぶ資源といいですか、ものもあります。

ぜひ、そういったことも、また先ほど言い忘れましたが、深谷溪谷の向峠側にも同じような町道があります。吉賀町と同じような町道、こちらにも島根県側にもあり、向峠側にもあります、町道が。

それから、吉賀町側の町道から下を見おろすと、結構、深谷がきれいに見えとか、ものすごく景観のいい場所があります。そういったところにワイヤーを張って、そこから滑車で滑りおろるというような、そういったお金はあんまりかからんけど、スリルと自然を味わうということで、かなり夢のある話かと思うけど、やはりやろうと思えばできると思います。

そういった、町長も、ぜひ観光資源には力を入れていかれるようなお話でしたので、ぜひ期待したいと思えます。

参考までに申し上げますと、1,000人の人が1,000円使うと1,000万円、先ほど計算、ちょっと間違えたかもしれませんが、1万人の人が1万円を使うと1億円上がります。そういったことを計算しますと、やはり1人が多くのお金を落とさせていただくということ、ちょっ

と計算が間違っていたら申しわけないです。訂正していただけたらと思いますが、やはり、ばかにできないお金ではあります。

その辺で、ちょっと計算機持ちよったら、誰かやってもらえんかね。1万円掛ける1万人、1億円にならんかいね、たしか、なると思うんですが。

1万人でなく、やはり10万人、20万人の人が来ており、それを、さらに伸ばすということで、町の観光資源により、町にお金を落とさせていただくということで、やはり町民も活性化でき潤い、そして、いろんな人と町民が交流できて、そういった中での、やはり町民の意識も、意識改革という面で大きなプラスとなり、町民が潤えば町税も上がるという、そういった考えで、ぜひこれは鼻で笑うんではなくて、ぜひ実現方向に行くように、一緒に努力できたらなと思っておりますので、その辺、最後の締めとして、町長、お考えをどうぞ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 収益の部分の計算のお話ありがとうございました。内容は別にいたしましても、気持ちはずっかり受け取っておりますので、少しずつを積み上げていけば、それなりに、やっぱり金額になろうというお話だろうと思っておりますので、その思いを持って、これからも当たっていきたいと思います。

岩日北線のトンネルのお話もございました。岩国市の旧錦町でいうと、そうしたものを活用して、かつてイベントで使われていた車両を持ち込んで、トレイン事業をしていращやる、トンネルの中は、何かブラックライトで随分立派な施設というようなことも、私も一度、入ったことがございますが、非常に夏場は観光客が多いというお話もございましたので、いろいろなことを、やっぱり目を向けていくということは必要だろうと思っております。

溪谷のお話もございました。一つの提案ということで、溪谷にワイヤーを渡してというお話もございましたが、私もこの職になって、飛行機に乗る公務出張も多くございまして、先日、11月なんかは飛行機に大分乗って上京いたしましたけど、ANAで行くと、11月は特にANAの飛行機の中のコマーシャリングの映像が、まさに溪谷でございまして、山の頂点と山の頂点をワイヤーでつないで、そこを滑車で、人力で渡すんです。

ですから、山を2つ超え、3つ超え、谷を3つも4つも超えるというような、そんな壮大なレジャー施設もあるようでございます。

可能性としてはたくさんあるんだろうと思っておりますので、そうしたところをやっぱり見逃さずに、目を向けていかなければならないだろうと思っております。

何にしても、アイデア勝負だろうと思っております。それを、やっぱり我が事として、皆さんと一緒に共有をして、努力していくというのが、吉賀町ならではの、やっぱり観光振興だと思っておりますので、これからはいろいろな御提案をいただきましたので、頑張っていきたいという思いを

お伝えさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） いろいろ、取りとめのない私の説明でありましたけど、大変申しわけなく思っております。

ぜひ、この吉賀町の本当の自然の観光資源ということ、ぜひ、余り乱開発ではなく、やはり生かしていく、そういった工夫、努力はぜひ一緒にやっていきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午前9時53分休憩

.....

午前10時03分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 3番、桜下でございます。今回は、3点通告をさせていただいておりますので、順次質問をいたします。御答弁をよろしく願いいたします。

まず、1点目でございますが、吉賀町医療・介護あり方検討会議の進捗状況についてということで質問させていただきます。

このことは、町民の皆さんは何の会議かなというふうに思われると思いますが、これは実は6月の18日の全員協議会で執行部のほうから説明がありました。この会議の検討項目は、地域医療における課題の解決、介護保険事業における課題の解決、医療・介護連携における課題の解決に関すること。その他、必要なことも含まれておりますが、つまり、医療、介護、医療介護連携の、この3つの課題を検討するという会議で設立をされました。構成は、吉賀町、社会医療法人石州会、そして島根県が入ります。その他、町長が必要と認めるときは、ほかの団体も入りますが、主に町、六日市病院、島根県で構成されております。

実は、私が言いたいのは、このすごく本当に吉賀町の将来にとりまして、重要な課題の検討をする会議であります。実はこの会議ができた、発足をされた経過を申し上げますが、実は昨年の11月に六日市学園より財政支援をしてほしいという要望書が町のほうに出されました。

それを受けて、言葉は悪いかも知れませんが、町のほうからゼロ回答という、大変残念な回答をされまして、それを受けた六日市学園を運営されている理事長が、町の支援についてこれ以上期待はできないんだということで英断をされまして、来年度からの六日市学園の生徒募集停止、そして今年度入られました生徒が卒業する3年後には六日市学園を閉鎖をするということが、大

変残念ではありますが、このことが既に決定をしております。

その後、マスコミで大きく町の支援がなかったために六日市学園を閉校する。そして、その先としまして、六日市病院も存続が危ないということがマスコミに大きく報道をされまして、町民の皆さんに大変御心配と御迷惑をおかけしたという経緯があります。

この経緯を受けまして、町長が諮問という形で、急遽という言葉がどうかはちょっと別にして、急遽ではありますが、吉賀町医療・介護あり方検討会議というのを設置されました。6月の18日に全員協議会がありまして、この設置の要綱につきまして議会のほうに説明がありました。7月に第1回目の会議をするということで、来年の3月の31日までにこの検討会議の結論も報告をするということになっております。

この会議の結論につきましては、当町の医療・介護にかかわる大変重要なことが、方向づけをされるという会議だと思っております。私は本当、ちょっと言葉は適切ではないかも知れませんが、固唾をのんでこの会議の推移を見守るという言葉ぐらいに大変重要な会議と思っております。

私は、1番目の、町長にお伺いしますが、この学園の閉鎖の問題があったからこそ、病院の存続について危機感が出たために、この検討会議が立ち上げられたんだと私は思っております。

なぜ、もう少し早く、六日市学園とか病院にかかわる町の将来を担う吉賀町の指針、大切な町民の命を守る医療・介護のあり方について、なぜもう少し早く検討会議といいたいでしょうか、検討する場を設置をしなかったのか。私は、この六日市病院の問題、学園の問題がなかったら、このあり方検討会議は設置されなかったのではないかと思っております。

そこで、町長にお伺いしますが、私も将来の吉賀町の町民の命を守る医療・介護について、もう少し早く、こういうふうな検討する場を設置されなかったのか、町長の認識をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員1点目の吉賀町医療・介護あり方検討会議の進捗状況についてということでございます。項目立てで質問をいただいております。今、御質問のあったところについて、まずお答えをさせていただきたいと思っております。それから、前段の今、発言の中で、いろいろこれまでの経緯のお話もございました。これは、これまでいろいろなところで議会でもお話をさせていただいておりますので、あえてそこは言及いたしませんので、そのことにつきましてはお許しをいただきたいと思います。

今、お話のありました吉賀町医療・介護あり方検討会議でございます。町民の皆さんが、安心して暮らすことができるように、吉賀町の抱える医療・介護等の中長期的な課題の解決に向けた有効な対策を検討する中で、その中核的な役割を担う社会医療法人石州会等が抱える課題の解決を図り、将来的な地域の実情に応じた医療・介護の仕組みや体制をつくる目的で設置をしたもの

でございます。

令和元年、本年の7月に設置後は、これまで検討会議、いわゆる本会議は2回。それから、事務方の会議でございます専門部会につきましては、7回開催をさせていただいているところでございます。検討会議で決定をした内容につきましては、これまで広報よしか11月の号外版でもお知らせをしております。これからも、順次情報提供に努めてまいりたいと思います。

とは言いながらも、なかなか決定事項でない、いわゆるその審議の状況であるとか、流動的な部分につきましては、これを広報いたしますとかえって混乱を招きますので、そこらあたりの情報の取り扱いについては厳正を期してまいりたいというところでございます。

まず、今、御質問のございました1件目のことでございますが、もっと早くから検討に着手すべきではなかったかという御指摘でございます。

本年、31年度当初におきまして、六日市病院医師が、先ほどお話がございましたように、2名の先生が退職をするということに生じまして、常勤医師を確保するという、まずは短期的課題の解決を最優先にしなければならないということで、医師確保の取り組みを行ったところでございます。結果的に、島根大学附属病院のほうから医師派遣のめどがついたとはいいいながらも、これが永続的なものではなくて、3カ月の、いわゆる期間限定で、3カ月交代で今、派遣をさせていただいているような状況でございます。

そうした状況ではございますが、医師の確保がまずできたということ踏まえて、その後今回、お話もございました病院の存続に向けた課題の抽出あるいは対応について、関係者で協議するというテーブル、検討会議を設けさせていただいたというところでございます。

お話ありましたように、まずは吉賀町そして六日市病院、それから新しく就任されました丸山知事のところにも再三再四、足を運ばせていただいて、六日市病院の現状を伝える中で、ぜひとも島根県にも協議の中へ御参画をいただきたいというお願いをさせていただきましたところ、丸山知事の御英断で島根県当局にもこの会議の中に参画をしていただいたというところでございます。

7月の初旬に設置をいたしまして、申し上げましたように、まだ本会議自体は2回でございますが、事務方の会議は順次開催をさせていただいて、これまで7回というところでございます。これからも、鋭意その協議を重ねさせていただいて、所期の目的が達成できるように努力をしてみたいというところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） もう少し、なぜ早く設置ができなかったのかという質問には、残念ながらお答えがなかったと思いますが、質問項目がありますので次に移りますが、この全員協議会の今後のスケジュールの中で、12月の定例議会で検討内容の中間報告をするということが説明がありました。

今、12月の定例会議を行っておる最中ではありますが、このあり方検討委員会での検討項目、中間報告というのが、残念ながら今定例会のスケジュールに入っておりません。

全員協議会で議会に対して、12月の定例会議で中間報告をするということを説明をされましたが、まさしくその予定を聞いておりません。先ほど、本会議が2回と専門委員会が開かれたと、広報で若干載せたということは町長から説明がありましたが、議会に対して説明をすると、中間報告をするということを言明をされておりますが、いまだに今定例会の予定に入っておりません。

そこで、私は議会が町長の諮問であるために、この検討委員会に議会が入るということではできません。それは重々承知しております。議会とのかかわりについて質問をするわけですが、12月の定例会で中間報告をすると言明をしておきながら、この定例会でする予定を全く聞いておりません。それについて、どのようなお考えなのか。つまり、議会とこの検討会議とのかかわりについて質問項目に入れておりますので、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いわゆる町執行部を含めて今、行っております検討会議と議会とのあり方の部分だろうと思います。

これは、私のほうから申し上げるまでもなく、いわゆるその町の大きな姿勢の、方針の部分にかかわる審議の場には、合併以後のところで最終的な議決機関である議会については、構成員として加わるべきではないだろうという、申し合わせの中で進んでおりましたので、今回、検討会議の中にも構成員として入っていただけないということは御理解をいただきたいと思います。

ただ、当然検討会議には、折に応じて、必要に応じて関係者の皆さんの御出席をいただく、あるいは御意見をいただくというようなことも定めてありますので、それは適宜対応させていただきたいと思います。そのことはまず、お許しをいただきたいと思います。

それから、中間報告がおくれているということでございます。実は、若干事務の関係も少しおくれているということは否めない事実でございまして、今回予算も補正をさせていただいて、コンソーシアム、いわゆるその協議体のほうへ調査分析の今発注をさせていただいておきまして、今週のところで事務方のほうには、その中間報告の部分が幾らか報告があるやに聞いております。ですから、その内容を見て、さらにそれを検討会議、今週の13日の金曜日に第3回目の検討会議を行うわけでございますが、そこで報告をされて、それが今からどういうふうに動いていくかというような内容を、関係者で検討会議の中で協議をした後に、しかるべきときに議会のほうにも御報告をさせていただこうかなと思っておるところでございます。

したがって、今回の議会が会期が16日まででございます。先ほど言いましたように、第3回目の検討会議13日というところで、非常にスケジュール的に窮屈な部分がございますので、幾らか整理をさせていただいて、また時期を見て、議長と相談をさせていただきながら、全員協議

会の機会等があればそこで御報告をさせていただきたいということで、今準備を進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 私は、12月の定例会で中間報告をするという報告がありましたので、質問をさせていただきましたが、今町長が12月の13日に会議があるということなので、私はこの議会で示されたタイムスケジュールには、12月定例会で報告をするというふうに書いてありますので、ぜひ臨時議会とか言わずに、もし間に合うのであれば16日の会議までに報告をしていただきたいと思います。申し入れをいたします。

続いて質問をします。3つ目の質問であります、六日市学園の復活なくして六日市病院の存続はあり得ないということで質問させていただきますが、御存じのようにこの六日市病院の介護福祉士さん、また看護師さんは六日市学園の卒業生、あるいは現役の学生さんでもっております。約70%の方が六日市学園の生徒さんであります。

この六日市学園が、3年後には閉鎖ということが既に決まっておりますが、本当に閉鎖になれば看護師不足、介護福祉士不足、これを補えるんでしょうか。今、六日市学園の生徒さんが六日市病院で看護師さんは3年間、卒業後勤務されますが、その方がおられなくなりますと、残る看護師さんは本当に人数も少ないし、また年齢的にも高齢の方が多いと思いますし、また本当に当町出身の方は、ごくごく一桁台の看護師さんになります。そういうことで六日市病院が成り立つんでしょうか。

私、六日市学園につきましては、六日市病院を含めまして、以前から6月議会でも提案させていただきましたが、町長も言われましたが、公設民営化あるいは今までどおり、今第4次の財政支援をしておりますが、今までどおり財政支援を続けて、現在の形ですか。

それとも、これは絶対、私も大反対ですが、一部の声がありますが、町立化にするかとかいうような声もありますが、これは財政的にも絶対私は反対でありますし、また無理と思います。

というように、いずれにしても六日市病院の存続のためには、六日市学園はなくてはならない存在であります。この六日市学園、六日市病院のことにつきまして、あり方検討会の中で、先ほど町長、ちょっと触れましたが、今まで2回本会議があったということですが、この学園の復活につきまして、また六日市病院の存続につきまして、もし検討されたことがあればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 六日市学園のお話でございます。これ、先般6月の定例会でも答弁したとおりでございます、スタンス的にはそこと何ら変わったものはございません。

残念ながら、六日市学園につきましては、法人の理事会の御判断の中で、冒頭御紹介がござい

ましたように、ことしの春の入学生を最後に、来年以降は入学の、要するに募集をしないということ、そうなりますと必然的に、数年後には閉校になるということで、ございます。後ほどまた、その関係の質問もあるようでございますで、余りその深入りはしないようにお答えをさせていただきたいと思いますが、今回、学園のほうに対しましては、要望書も出ておりましたけど、御報告をしておりますように、学園のほうから何らかの財政支援のお話があれば、当然町のほうはその協議に応じる今準備があるということで、いわゆるその門戸を開けているわけでございます。

我々といましては、やはりその医療従事者の人材確保という意味からも、当然これまで学園が果たしてこられたことは重いものがあるわけでございますし、これからも当然そのことは大きな期待を寄せているわけでございますが、現状の中でそうした御判断をされたということで、非常に残念ではございますが、どうかその存続に向けてお力添えが、我々ができるのであれば、そこはしっかり支援をさせていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

それから、六日市病院に対する人員の確保のところでの、学園とのかかわりのお話もございました。我々が今、六日市病院のほうからいただいております情報で申し上げますと、看護職につきましては、これから数年間はまだ充足数はプラスだと、充足ができる。とは言いながら、これデータでは令和5年にはマイナスになる。充足できなくなる。それから、介護職に至っては、現行で既に充足率といいますか、充足数がマイナスだということですから、これやっぱりいかようにして人員を確保していくか。マンパワーを確保していくかというのが、これが大きな課題でございます。

じゃあ今、検討会議の中でどうした形で学園の話をさせていただいておるかということでございますと、やはりその理事会の決定がございまして、そこに我々が立ち入るということはできませんけど、今おられる、六日市学園を卒業されて、あるいはほかのところから六日市病院で今、勤務をしておられる。そうした方を含めてですが、いかにとどめていくか。それから新しい人材をまた求めていくかということで、まさに先ほど申し上げました検討会議の中の専門部会のほうで今、検討しております。

専門部会のほうの、大きな今役割が2つございまして、1つは何と言いましても医療介護従事者の確保をどうしていくか。これはドクター、それから看護職さん、それから介護士さん、ほかに事務員さんもいらっしゃる臨床検査技師の方もいらっしゃるわけです。そうした方をいかにして確保していくか。

もう1つは、病院をどういった形で今から存続をしていくか。この2つが大きな柱なんです。その分を事務方のほうで今しっかり調整をさせていただいているということでございまして、とりわけその六日市学園を含めてでございますけど、医療従事者を確保ということになりますと、これやっぱりその3つありまして、1つは、専門学校が全国各地でありますけど、その新卒の

方をどのようにして呼び込んでいくか。

それから、既に資格をとっておられて、幾らか町外、県外のそうした施設なり病院で働いておられる方が、幸いにもU・Iターンでこちらに来ていただいたときに、どうして六日市病院に入っていたか。それから、もう一つは、先ほど言いました、今勤めていらっしゃる方をいかようにして六日市病院でこれからも勤めていただくか。

そうした3つの視点で、今、検討しているところでございます。ですから、六日市学園に限定してということでは決してないわけではございますが、将来的な医療従事者の確保に向けて、専門部会のほうで協議をしております。それを、最終的には検討会議のほうで成案をさせていただいて、やはり、今、吉賀町が持っている手持ちの人材確保の給付制度もありますけど、これを幾らか再編をすとか、六日市病院が持つておられる制度と、やっぱり一本にしていくとか、いろいろな方法があるかと思いますので、そこらあたりを、今、研究をさせていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、町長から3つの、今検討されているということをお聞きしましたが、私の質問では、六日市学園の存続について、このあり方検討委員会の中では検討されているのかどうかということをお聞きしたんですが、残念ながら町長のほうから、学園に固定することなく検討しているということが答弁でありましたが、もう一度、単刀直入にお聞きしますが、今までの会議の中、あるいは専門部会の中で、六日市学園を何とか残す、それにはどうした方法があるかということについては、議題として上がっているのでしょうか、検討されているのでしょうか、どうでしょうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げましたとおり、まずは検討会議、中長期的に六日市病院をいかようにして継続させていくか、どうした形で、やっぱり残していくか。将来の六日市病院のあり方について検討するということを、今は第一義的に考えていることでございますから、これまで2回行いました検討会議、本会議の場におきましても、六日市病院のこと、そこへ限定をして議論をしたという経過は今のところございません。

大変失礼いたしました。六日市病院と申し上げたようでございます。六日市学園でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この今の私の一般質問が恐らく来年の正月明けにケーブルテレビで流れると思うんですが、この検討委員会で、六日市学園を残すんだ、あるいは、どうするんかということを検討を、六日市病院を含めた大きな意味ということで、今、町長、説明されましたが、私は、本当に六日市学園なくして六日市病院の存続はないと思っておる1人でございますの

で、恐らく町民の皆さんもそういうことは思っておられる方も多数おられますので、恐らく来年の正月明けのこのケーブルテレビを見られて、大変残念に思う方がたくさんおられると思います。そのことだけは町長のほうに申し上げておきます。

では、次に移ります。

このあり方検討会議を、全員協議会のときに同僚議員から公開にすべきではないかという質問が出ました。そこで協議をすると、その場で、この公開・非公開については協議をするという答弁をされておられますが、その後、結論は聞いておりませんが、まだ、もう3カ月ありますが、このあり方検討会議につきまして公開するのかどうか協議をされましたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 検討会議、本会議自体の公開、非公開の話でございますが、これは、やはり協議する案件によって判断をしなければならないということでございます。

第1回目の7月4日だったと思いますが、このときには、前段の部分を公開のほうさせていただいて、後段、いわゆる審議に入る部分は非公開にさせていただきました。といいますのは、非公開にした理由といたしまして、やはり六日市病院様の経営状況をつぶさに、関係者が、お互いに情報共有をしなければならないということでもございましたので、これまでの経営状況のお話をさせていただいたり、それから、人員の確保のその努力の部分であったり、そうしたことを、内部情報も含めて情報共有をさせていただいたという場面がありましたので、会議の冒頭、挨拶までのところは公開をさせていただいて、確かに新聞記者の方もたくさんいらっしゃいました。それ以後のところにつきましては、今のような状況の中で非公開とさせていただいたということもございます。

ですから、今週の13日は第3回目がございます、これからも検討会議は当然あるわけでございますが、やはり、その協議をする案件によって、その内容によって、その都度、公開・非公開というのは、私の見解ではなくて、テーブルにつかれる皆さんの総意をもって判断をさせていただきたいということもございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 中身に、検討項目によって公開・非公開にするというのを決めるということで、それはよくわかりますが、先ほど、冒頭にも言いましたが、このあり方検討会議の協議項目につきまして、また、結論につきましては、本当に吉賀町の将来、町民の命を守る介護・医療をどうするのかという、本当に大きい課題でありますので、私は、できるだけ町民の皆さんにもわかっていただく、町と県と病院とが同じテーブルについて、吉賀町の将来、医療・介護をどういうふうにするのかという検討会議については、項目によってはということですが、ぜひ公開していただいて、町民の皆さんにもわかっていただく検討会議にさせていただきたい

と思います。

私、ちょっと言葉は悪いようですが、この会議を町民の皆さんは固唾をのんで見守っていると、検討結果を待っているというのが、町民の皆さんの声でありますので、できるだけ公開にさせていただいて、町民の皆さんにもわかっていただくような検討会議にさせていただきたいと思います。

それでは、最後の質問であります。この全員協議会でも補正予算のことについて説明がありましたが、専門部会で中長期的課題に対しコンサルティングを委託したということでもあります。その予算が、委託金額がもう既に議会でも可決されておりますが、1,650万円という大変高額な金額であります。

私はこの本会議でも質問しましたが、平成27年に約300万円で六日市病院にコンサルティングが入っております。そのときは300万円でした。これは六日市病院で確認しております。

このたびは1,650万円という、大変高額なんです。現状把握に400万円、病院存続のあり方に600万円、合意形成に300万円、合わせて1,650万円というコンサルティングに委託をするということなんです。これは、平成27年の報告も、以前に担当課長は報告したという、私は聞いておりませんが、そういうことでちょっと議論しましたが、その27年のコンサルティングの報告が、まだ議会に正式に示されていないような状況の中で、また再び、もう、これは既に可決されておりますが、1,650万円という高額な委託料でコンサルティングが入ることで、今、分析中だと思うんですが、それにつきましては、議会でも可決されておりますのでどうこう言いませんが、このコンサルティングの報告、これはいつごろになるのか。また、専門部会では、この報告をどういうふうにかかすのか、それについて、わかるのであれば、町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、コンサルティング業務についてお答えをさせていただきたいと思います。

今、御案内もございましたが、医療系専門のコンサルティング業者への委託業務でございますが、これは将来的に適正な病院の規模、機能あるいは運営形態等の専門性の高い中長期的な課題でございますので、来年2月までの短期間で方針決定を行うという必要があるということでございまして、ことし8月の臨時会で補正予算をお願いをさせていただきまして、業務委託料につきましては1,650万円の議決をいただいたところでございます。

その後、発注に向けて事務を進めさせていただきまして、結果的に、プロポーザル方式によりまして選考させていただきまして、日本経営と山陰合同銀行のコンソーシアム、いわゆる共同事業体のほうへ発注をさせていただいたということでございます。ということで、その結果を見て、契約を締結をさせていただきました。

ただ、委託料につきましては、予算上は1,650万円で予算をいただきましたが、結果的には960万3,000円で、契約をすることができましたので、補正予算満額を執行するには至っていないということはお伝えをさせていただきたいと思います。

今後におきましては、今回、受注者のほうから報告をされる予定でございますが、吉賀町、あるいは、今の六日市病院に合った病院の規模や機能、あるいは、今度は方法になります、民設民営でいくのか、公設公営でいくのか、これは、当然、先ほどもお話がございましたが、直営の病院ですね。場合によっては公設民営、指定管理、こうした方法でいくのか。こうした運営形態等のシミュレーション、それから経営課題の抽出等、こういった調査業務に当たっていただくということでございます。これを専門部会のほうで精査をさせていただいて、検討会議のほうへ提案をさせていただくということでございます。

これを、先ほども申し上げましたが、今週ぐらいから幾らか動き始めます。ですから、13日の検討会議のほうで御報告も受けるようになるかと思いますが、そこから、まずは方向性についての議論を始めていきたいということでございます。

それから、後段ございました、平成26年のコンサルティング業務のことがございました。これは、町が発注した委託業務ではなくて、六日市病院様のほうで発注された業務でございます。これは御承知おきのとおりでございます。

したがって、その内容につきましては、当然、石州会様、六日市病院様のほうが必要ということで、コンサルティング業務を発注されて、それに基づいて、我々としたしましては、中長期計画を六日市病院のほうでこと細かに策定していらっしゃると思いますが、そちらのほうへしっかり反映をさせていただいているというふうに我々のほうは理解をしているところでございます。

その内容を見させていただいて、数年前から始まった支援がでございます。現在、もう第4次に至っておりますが、そちらのほうで支援をさせていただいているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 最後の質問であります、今現在検討中ということで、町長に答弁をお願いするのは大変申しわけないんですが、予定では3月の定例会で方針内容を報告、この3月31日までには、あり方検討協議会での決定事項を報告するということになっておりますが、その後の、来年度、令和2年度に対して、どのような、この決定事項を、まだ、何が決定なのかわかりませんが、その予定だけ、ちょっと難しいことなんですが、予定がわかれば、タイムスケジュールということで、わかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お問い合わせのありました、いわゆるその方針を定めた上での後のスケ

ジュールのことをございます。今の段階で、こういったスケジュールというのはなかなか言及できないということは御理解をいただきたいと思います。

いずれにしても、2月の中下旬のところ、遅くとも3月のところでは、六日市病院の将来のあり方を、やっぱり方向を出していくということでございます。

その方向の出し方としては、やはり3つの選択肢がある、これは何回も申し上げて、先ほど申し上げたとおりでございまして、現行のままの民設民営の法人でいくのか、それから公設公営の直営の病院にするのか、場合によっては公設民営の指定管理という形でいくのか。やはり、そのどの形態をとるかによって、スケジュール感は大きく変わってくると思います。

それから、その方針によって大きく関係者も変わってくるということでございますので、我々といましては、早い段階で、将来のあるべき姿を、方針を決定をさせていただいて、今度はそれに向けて、どうしたスケジュールでいくかというのを議会にもお諮りをさせていただきながら検討させていただきたいということでございますので、きょう、この今のこの時点において、決定後のスケジュールはどうなるかということで申し上げますと、これは将来的なあり方が決定をした中でスケジュールを策定をさせていただきたいということの答弁にとどめさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 関連でちょっとお聞きしますが、私も6月議会で、津和野町の例を出しまして、津和野町は医療対策課というのを設けて、この看護師不足、医師不足に対する専門監をお1人配置されておるということを説明しまして、吉賀町でも当然ながら同じ課題でありますので、専門監を置いたらどうかという質問をさせていただきましたが、来年度、4月以降、そのような、まだ決定も何もないと思いますが、そういうことにつきまして、町長の現時点でのお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員がおっしゃられた専門監という、どのぐらいの専門監ということと言われたか、ちょっと私のほうにはわかりませんが、我々といましては、議会のほうにも御報告をさせていただきましたように、実は、9月17日付で保健福祉課の中へ、医療対策室という内室でございまして、設置をさせていただきました。そのときに、同日付で医療対策専門員という、これは非常勤特別職、これは、後に、来年からは、まさに会計年度任用職員のほうに移行する職員でございまして、この職員を採用し配置をさせていただきました。1名でございまして。

我々といましては、現時点においては、専門監ということになれば、この職の職員を念頭に置いて、今、事務を進めているところでございます。

この職員1人を雇うにしても、本当に、アンテナをあちこちに張ってでないと確保できませんでした。幸い、町内のゆかりのある方から御紹介をいただいて、御本人さんにも御了解をいただいて、今、勤務をしていただいております。

本当に精力的に今、活動していただいております、9月17日に採用、就任をされて、これまで、特に今は島根県内と山口県内の専門学校を中心に歩いていただいて、29カ所、歩いていただきました。29カ所、内訳で申し上げますと、16カ所は専門学校であって、12カ所はハローワーク、そして、もう一カ所は島根県の定住財団でございます。こうしたところへ、本当に時間を割いて、足を運んでいただいておりますので、これは、まずは医療従事者の確保ということで動いていただいております。

来年度のことは、今から予算編成とかありますので、なかなか今、この場でということになりませんが、我々といたしましては、そういう専門職を9月から採用させていただいて対策に当たっているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それでは、あり方検討委員会につきまして質問を終わります。

それでは、大きい2番目の六日市学園の存続に向けてということで、これは、今までは、医療・介護のほうから見た質問をさせていただきましたが、これからは、六日市学園の存在が、いかに町の財政に大きく貢献をしていたかという経済面の経済効果から見た六日市病院の存続に向けての質問をさせていただきます。

六日市学園で、介護福祉科は2年、看護科は3年、そして、資格を取られまして、看護科の皆さんは六日市病院に3年間勤務されます。つまり介護・看護師関係が、町外から来られまして6年間、六日市に住まわれます。

そして、介護福祉士さんは学校に2年間おられて、六日市病院に勤務される方もおられますが、私は、資料を調べましたところ、平成5年度に介護福祉科が開設されました。先ほど言いましたように、介護福祉科の方は2年間学校で勉強されます。それも含めまして、延べ人数でいきますと、介護福祉科は、令和元年度まで2,054人の方が在籍をされておられます。看護科は3年、そしてその後3年間、都合6年間、この吉賀町に在籍をされております。このことは1,539人、そして、卒業後に六日市病院に今まで勤務された方は約1,161人おられまして、延人数で4,754人の方が六日市学園の関係者の方が町外から来られまして、吉賀町に住んでおられます。

そのことは、なぜ、この質問をしましたかといいますと、実は、町の収入、財政で地方交付税というのがあります。そして、町税というのがあります。つまり、地方交付税は、昨年度、平成30年度の町の報告を見ますと、約49.6%、町の財政の約半分近くが国からの地方交付税、

そして町税が約8.9%、つまり地方交付税は町民の人口に合わせて、国から人数分ということはおかしいんですが、国のほうから交付されます。

今、吉賀町の町民ですが、人口が約6,400人としまして計算しますと、1人当たり約51万円というお金が国から交付されます。この計算方法は、以前、専門の方に聞きますと、30万円から40万円の間で、その51万円は違うよということを言われましたが、ただ、単純に町の人口で計算しますと、1人当たり約51万円という国からの交付税があります。

そこでいきますと、先ほど言いました4,754人、約5,000人の方からという計算をしますと、約25億円という、町に地方交付税として六日市学園の生徒さんがもたらしたという言い方はおかしいですが、国から交付されております。当然、六日市病院で勤務されますと、給料をもらいます。そしたら、また、そこから町民税をいうのを引かれます。すると、それも先ほど言いましたように、町の収入の町税の中に入ります。いかに介護・福祉に貢献をさせていただいておりますが、それとは別に、町の経済効果、経済のほうにおきまして、いかに、今まで、平成5年に設立をされてから、吉賀町の財政に貢献をしていたかということがわかります。

それで、ピーク時、500床あった時代は、六日市病院の1年間の人件費が約20億円だったそうであります。現在は、ベッド数が半分に減っておりますので、現在、六日市病院に関する人件費が、この六日市病院の決算書を見ますと、昨年度で約12億円という人件費が払われております。もちろん、当然、町民税も納付されております。それを考えますと、いかに六日市学園が経済的にも吉賀町に貢献をしてきたか。

以前、七五三町長が、名前を出して申しわけないですが、あるところで六日市学園の経済効果は、年間5億円あるということを言明されております。六日市学園の生徒さんは、ほとんどが町外から吉賀町に来られます。それで吉賀町に、町民になるわけですが、町外から来られて、それで吉賀町の収入、経済効果に貢献されておられます。

町長、答弁しにくいかわかりませんが、最初の質問は、医療・介護から見た六日市学園のことにつきまして質問をさせていただきましたが、今、私が言いました経済面から見た六日市学園の貢献から見て、六日市学園の存続について、改めて町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして六日市学園の存続についてということで、特に経済面からのお話でございます。

六日市医療技術専門学校の財政面に関する町への貢献についてでございますが、先ほど御案内もございましたが、平成5年4月に開校後、これは、私どもが保健福祉課のほうで持っている情報でのお答えでございます。

ですから、先ほど議員のほうから御紹介があった内容と、若干乖離があるかもわかりません。

その点はお許しをいただきたいと思います。

平成5年の4月に開校後、平成29年度末までに在籍した学生は、六日市学園の資料によりますと、累積で3,910人でございます。うち卒業生は、累積で1,235人となっております。

卒業生のうち、看護科につきましては、直近3カ年の六日市病院への就職実績が50人、介護福祉科については、開校後、延べ60名程度の町内への就職実績が報告をされております。

在籍学生の卒業率は、約32%になるわけでございますが、吉賀町内に2年から3年在住していただきまして、町財政並びに地域経済に対しては貢献をさせていただいていると考えているところでございます。

また、卒業後も町内で就業されておられますので、その面からも税収や地域経済の発展に大きくかかわっていただいていると考えているところでございます。

生徒募集停止によりまして、今後、この人数確保が困難となりますので、地域経済等に対してマイナス面は生じてくるというふうに認識をしております。

地方交付税のお話がありました。いろいろな試算の方法がありますが、結果的に申し上げますと、こと細かに突き詰めて、お一人当たり地方交付税お幾らということには、なかなか計算上ならないということは御理解をいただきたいと思います。

とはいいいましても、先ほど、議員のほうからも試算の御紹介がございましたが、大きく六日市学園、六日市病院もそうでございますが、この地の経済に、大きく貢献をさせていただいたということは否定するものではございません。

ただ、六日市学園の存続につきましては、先ほどのところでもお伝えをさせていただきましたように、我々といたしましては、今、理事会の決定は非常に残念ではございますが、とは言いながらも、何らかのその財政支援の申し出があれば協議をする準備はしているところでございますので、その点についてはつけ加えて、また申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で学園関係の質問は終わります。

次に、大きい3つ目ですが、これもこの一般質問で、私、議員になりまして、ことしで6年目ですが、4回も5回も一般質問させていただきましたが、改めて質問させていただきますが、この役場本庁舎の横に流れております一級河川鹿足河内川であります。

ここの安全対策につきまして、何度も質問させていただきましたが、ことしも台風19号により、千曲川の氾濫で、本当に、またあるいは東北の川の氾濫で、家屋被害、河川の氾濫、または堤防の決壊で、多くの家屋が被災に遭っております。

また昨年も、西日本豪雨災害で、岡山県倉敷市の真備町が、堤防の決壊で家屋の被害が連日マスコミで流れております。

本当に家を建てるのは一生に一度というふうに思っておりますが、せっかく家を建てたその新築の家が、堤防の決壊によって流れる、災害に遭って崩れていく、それを目の当たりにするというのは、本当に私は想像に絶するものがあります。そしてまた、家だけでなく中の家財も、水につかりますと全てだめになります。

そういう現実を見ておまして、今回も、またこの質問をしようということで質問をします。

この鹿足河内川の防災対策につきまして、今まで3点質問してまいりました。

それは、1点目は河川の掘削であります。ヨシの伐採であります。

これは、さんざん質問をしましたので、現在、老人ホームの横までは、ヨシの伐採につきましては終わっておりますが、そこから上流に向けては手つかずの状態であります。

そして、2番目に、この鹿足河内川のかなり上流であります。これも質問しましたが、砂防ダム、いわゆる堰堤がありますが、高さが14メートル、長さが650メートルの昭和初期につくられた堰堤があります。これが、私も行ってみましたが、基礎の底が空洞になっておまして、本当に大水が出ると決壊するという危険性を、何年も前から言われております。

実は、これを発見したのが、釣り客が行ったときに、堰堤の底が大きい水が溜まっていて、絶好の場所ということで潜ってみたところ、下が空洞になっていたそうであります。そこから、この問題が起きております。

防災士の皆さんも、ここに行って確認をしております。私、町内の防災士に聞きましたが、防災士の方も、この堤防はいつ大水が出ると決壊するかわからないということを指摘されておまして、町長にも、直接申し上げたというふうに言われておりました。この堤防が決壊しますと、5分で溝上の町の中を通り抜けるというふうに予想されております。

そして、鹿足河内川の第1号橋というのが、町道の溝上から久保田にかけてかかっておりますが、ここは町道より低いところにかかっております。

前、前町長のときもこの質問をしましたが、前町長は、これは道路改良によって橋ができた後に、道路のかさ上げがあったんじゃないかということ、一般質問で答弁されておりますが、橋ができた後に道路改良したというのも、ちょっと考えられないのですが、ここも本当に町道より低いところに橋がかかっております。これが、溝上の連担地の中にあります。

今、言いましたように、ヨシの掘削もまだ済んでいない、砂防ダムがいつ決壊するかわからない、そして、それが鹿足河内川第1号橋にかかった場合は、本当、想像するだけで、まず町営住宅から促進住宅、老人ホーム、特別養護老人ホーム、そしてもちろん六日市の連担地、そして六日市病院、そして、なおさらこの六日市町役場本庁舎、ここも全部つかります。

そして、六日市新町地区は、分署橋を見ていたらわかるんですけど、相当低いところにあります。この鹿足河内川が氾濫しますと、本当に甚大な規模で起こります。これは、1時間に

100ミリ以上の雨が降りますと、必ず起きるといふふうに試算されております。

何年か前に、津和野の名賀川が氾濫しましたが、そういうことが当町にも起こり得る可能性があります。ここは町長、砂防ダムにつきましても、せめて調査なり、ぜひしていただきたいと思っております。

今、3つのことをお願いしましたが、もうこのことを一般質問で4回も5回も言っておりますので、ぜひ本当に前向きな答弁を、河川の河床の掘削、砂防ダムの調査、鹿足河内川第1号橋のかけかえにつきまして、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、時間も余りございませんので、周到的な答弁は準備しておきましたが、端折ってのところはお許しをいただきたいと思っております。

まず、1点目の河川の掘削とヨシ刈りについてでございます。

御案内にございましたように、今後は大藪橋上流域の河床掘削とヨシ対策となるわけでございます。

今年度におきまして事業を実施するというところで、島根県からお聞きをしております。ただ、時期的なことにつきましては定かではございませんが、対象範囲といたしましては、お話にもありました町道鹿足河内川1号橋あたり、ここまでになる予定ではないかということで聞き及んでいるところでございます。状況を見守ってまいりたいと思っております。

2つ目は、砂防ダムのことについてでございます。これも、以前から御指摘があったところでございます。

これは島根県の管理でございますから、御指摘のあったところは、再三再四、島根県のほうにお伝えをさせていただきました。

島根県におかれましては、3年に1度の定期点検を実施しておりまして、この施設におきましては、ことしの8月に島根県が点検をしていらっしゃると思います。

我々のほうへ報告を受けた内容で申し上げますと、点検結果につきましては、堤体、いわゆる堤防の堰堤のところでございますけれども、堤体左岸側の護岸に、約7メートルの洗掘があるということ。それから、堤体本体の前側ですね、全面の一部に同じように洗掘が認められるというような状況であったというふうに聞き及んでおります。

今後は県のほうの管理でございますので、現場確認を含めまして、修繕について検討していきたいということでございますから、当然、県の対応を見守るとともに、安全対策上もしつかり要望を行っていききたいということでございます。

最後は鹿足河内1号橋のかけかえ、これは中谷町長時代のころからお話があったことで、私も覚えておるわけでございますが、27年度に橋梁の点検を実施いたしました。判定ではIとい

うこととなりますので、極めて状態のよい橋ということです。

ただ、川との高さの問題もあつたりということで、お話にあったように、非常に危惧される部分がたくさんあるということでございます。とはいいいながら、橋自体が非常に健全な橋ということでございますので、現状におきましては、そのかけかえの計画は、今、町のほうでは持ち得ておりません。

ただ、ああして、ことしも全国各地で台風で、本当に想定を絶するような雨が降っております。ですから、想定外を想定をして想定をしなければならないという状況ですから、当然、現場の状況は雨の降るときには確認をさせていただきますが、それはそれといたしましても、これだけの連担地を抱えているわけでございますので、一刻も早く、まず避難をしていただく、そうしたことを念頭に置いて、防災対策に当たっていきたいということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩をします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

その前に、町長のほうから発言の申し出がありますので、それを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お許しをいただきましたので、1点だけ御報告とお詫びを申し上げたいと思います。

先ほど3番議員の一般質問の最後の通告で、鹿足河内川の安全対策についての答弁の中で、本来「中藪橋」と申し上げるところを、「大藪橋」というふうに申し上げました。大変失礼いたしました。改めてお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） ただいま町長のほうから申し出がありました橋の名称についてですが、そのように訂正を許可します。

それでは3番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。

○議員（5番 中田 元君） それでは、5番の中田元でございます。本日1問ほど通告いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

地域公共交通機関の形成計画についてということで質問をさせていただきます。

このことについては、平成19年度からの第1次吉賀町まちづくり計画、平成29年度からの第2次計画に、公共交通の充実ということで記載されております。

今年度、6月、9月の2回にわたり議会全員協議会において説明を伺いました。それによると、地域公共交通活性化協議会は、平成30年10月、平成31年3月、令和元年8月と3回開催されておられます。内容は、現状把握、利用実態調査、ニーズ調査等きめ細かく議論されて、問題点や課題を出されておられます。その中で、二、三点気にかかる箇所がありますので、お伺いをいたします。

今後のスケジュールによると、今年の11月から、計画に基づき交通網計画事業に位置づけ、地域内交通（デマンド運行）の見直しを行う。乗用タクシーを活用した公共交通サービスの導入の検討をすることを念頭に、タクシー助成事業実証実験の概要によると、次のような内容になります。公共交通不便地域として、立河内・幸地エリアと、デマンド交通の財政負担の急増ということで木部谷・大野原エリアの2つの路線が対象となっております。そのうち、立河内・幸地エリアについてお伺いをいたします。

対象者は、65歳以上で運転免許のない人と運転免許返納者であることとなっております。本人乗車時のみ利用可能である。1カ月5,000円、1,000円券を5枚のタクシー券を助成する。利用においては、申請が必要となります。1乗車につき複数枚利用可能だが、換金は不可能であるとのことをございます。その上、おつりはなし、300円の自己負担が発生いたします。町内利用に限るとあります。

このタクシー券について、1,000円券とありますが、なぜ500円ではいけないのでしょうか。例えば、800円のタクシー利用をした場合、1,000円券と300円を負担すると、必然的に業者が500円もうかる仕組みではないですか。タクシー料金が1,500円の場合、1,000円券と現金500円プラスバス代としての300円でもよいのでしょうか。

岩国市錦町では、500円券を配布しております。

もう一点、免許証返納者も月5,000円でしょうか。

免許証返納者に対しては、バス路線がある地域は年間3万円の助成をしております。この制度を導入時に町長は、路線導入時にはさかのぼって支給するとの回答でありましたが、このことについては、どのようなお考えかお聞きいたします。

9月24日の全員協議会では、計画の期間が令和元年11月から令和7年3月までとの説明でありましたが、立河内・幸地地区、木部谷・大野原地区はいまだに地元説明がありませんが、なぜこのようにおこなっているのか、説明をお願いいたします。

では、ここまでのことについて、町長の回答をよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の地域公共交通機関の形成計画についてということで、前段の分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、吉賀町地域公共交通網形成計画につきましては、9月24日の全員協議会以降パブリックコメントを実施をいたしまして、寄せられた意見等を調整し、11月の18日に開催されました協議会において承認されましたことを御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、タクシー券の額面についてでございます。

今回、立河内・幸地エリアで行うタクシー助成実証実験におきましては、最大1,000円の利用券を1カ月当たり5枚助成することとしています。

前段として、この券の利用についてでございますが、目的地及び自宅までの距離は遠い方、近い方いろいろいらっしゃるわけでございます。これによる本人負担の差異をなくすために、事業者に聞き取りをしながら、一番遠い方で六日市中心部から片道1,200円から1,300円程度ということで、本人負担を300円、助成額を片道1回最大で1,000円に設定をさせていただきました。また、利用頻度と相乗りを推進するために、1人当たり月に5回分としたところでございます。

これにより、近い方でも遠い方でも同様な利用回数が確保できるものと思われまます。今後実験の検証を踏まえ、本格導入することとなりましたら、この内容を変更する可能性もあることを申し添えておきたいと思っております。

具体的な支払いについてでございますが、本人負担を1乗車300円を、これを原則としておりますので、タクシーの利用料金が1,300円を上回って1,500円だとすると、本人に500円負担していただき1,000円の利用券を使うか、300円を負担していただき利用券2枚を使うこととなりますが、その際にはおつりはございません。1,300円の場合ですと、本人に300円負担していただき1,000円の利用券を使うこととなり、これが800円の場合でも同様に300円の本人負担と利用券の使用となりますが、先ほどの1,500円の料金で、利用券2枚を使用したときと同様におつりはございません。

業者から町への料金請求でございますが、これは利用券の枚数ではなくて、本来のタクシー料金から御本人が負担をしていただいた金額を差し引いた金額で請求をされますので、業者のほうももうかるということにはならない制度にしたいということでございます。

また、500円券の発行につきましては、タクシー1回の利用で、近距離の方は1枚使用、遠距離の方は2枚使用といったことが想定されますので、いわゆる公平性を期すということから配付枚数の調整等が必要となるわけでございます。ですから、目的地に対しての遠い、近いによって、使用頻度が1回、2回ということになりますと、回数の部分でいわゆる公平性を失すということで、そのような工夫をさせていただいているということでございます。

実証実験でございますので、誰がどこからどこまで乗車したとのデータを集めて、今後の事業展開の参考とすることが目的です。1,300円未満の利用であれば、本人負担を除く

1,000円未満の額が実績値となり、その額を助成することとなるわけでございます。

それから、運転免許の返納者についての問い合わせがございました。あくまで実証実験の期間中は、運転免許返納者につきましても同様の対応とする予定ですが、本格導入する際には再度検討をさせていただきたいと思っております。

通告にありましたように、さかのぼってということが以前ございました。これは、今岩国の生活バスのことでございまして、そこが、以前にもお話をさせていただきましたように、岩国市さんの御都合で同じような扱いをしていただけないということがございますから、ここを岩国市さんのほうで将来的に御理解をいただいて、ほかの方と同じように対応ができることになれば、そこはさかのぼってということで申し上げたつもりでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、実証実験の開始時期のお話がございました。9月に説明いたしました内容では、10月に協議会を開催いたしまして11月から事業に取り組む予定でございましたが、何分にも関係者が多ございまして関係者の皆様の日程調整をした結果として開催が11月にずれ込んだという事情がございます。したがって、全体のスケジュールが約1カ月程度おくれております。とはいってしましても、この年内には地元への説明会を開催する方向で今準備をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今町長回答のほうで、ちょっと私が勘違いしておったかもわかりませんが、例えば800円の話なんですけど、300円というのが、料金の上乗せという私のちょっと感覚で説明しておると思っています。この場合、今私が言うた場合に。今町長の御回答によると、極端な話、1,000円券を出すと、やはり300円出すということはあれじゃないですかいね、向こうもうかるということになるんじゃないですか。1,000円を超した場合は個人負担というのが出るんですが、1,000円以内のときにはどういう解釈になりますか。300円という扱いが、乗ったらバス代のかわりには、必ず今町内では要るんだから300円要るんだよという私解釈だから、あのような説明しとるんですが、実際に1,000円以内ということになったときにはどういう、300円は出すわけですね。だから私が言うのには500円とかのほうがいいんじゃないかという、券があったほうがいいんじゃないかと私は思うて質問させていただいたようなことなんですけど、ちょっとその辺私も解釈がこの前の説明の中で私の解釈が違とるかもわかりませんので、その辺ちょっと課長さんでもよろしいんですが、その辺のことよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） なかなか実情、活字にしたり説明すると難しい話なんですけど、先ほど

答弁しましたように、まずつくりといたしましては、六日市でありますとおおむねこの町の中心部に来るときに、タクシーを使えば一番大体遠方の方で交通事業者にお聞きをすると、言いましたように1,200円から1,300円だということで、基本的に形として1,300円を払って来られる方が一番遠いだろうと。そうすると、基本的には300円をいずれにしても負担をしていただくということですから、じゃあその1,000円をどうするか、この1,000円をタクシー利用券ということで対応しましょうと、こういうことです。

それで、要するにいずれの場合も300円の実費を払っていただくということですから、800円の話がございましたけど、800円の場合ですと料金は当然800円なんですけど、1,000円の利用券を使う。ところが原則300円は実費をしていただきましょうということですから、1,000円の利用券と300円を払ってタクシー業者のほうへ渡していただく。そうすると、利用者の方は実質的に300円の御負担で済む。

じゃあタクシー業者はどうするかというと、先ほどお問い合わせがあったように、800円と1,000円の差異があるわけですよ。ですからこれがいわゆるもうけになるのではないかということなんですけど、これはやはり実際乗っていただいた方の、タクシー業者のほうでわかると思いますから、挙証資料出していただいて、1,000円券を使ったけど実際は800円だったというような挙証資料を出していただいて、実際請求していただく折には、800円から今度は実際払っていただいた300円がありますから、それを差し引いたものを役場のほうに請求していただいて、タクシー業者にはお払いをすると、こういうつくりなんです。

ですから、まずはそこをお話しさせていただきたいということと、500円の券の話がありました。お隣の錦町ではそういった運用と。これも、担当課のほうではいろいろ検討させていただいたということなんですけど、これも500円のほうがやっぱり使い勝手がいいことはありますけど、実際使う方、立河内・幸地エリアの方がたくさんいらっしゃいますけど、当然この町場に近いうちとそうでない方、遠い方がいらっしゃるわけですから、近い方は500円以内で、いわゆるそのチケット1回で済みますけど、遠い方は例えば1,000円ということになるとチケット2枚使わなければ、ということになると、近くの方はチケット1枚で済むけど、遠い方はチケットを1回の乗車に2枚。担当課のほうは、1カ月で基本的に5回タクシーを使うという前提で制度設計していますので、そうするとたまたま距離が近い、距離が遠い、目的地までの。そのの違いによってただ単に1回、2回ということで、タクシーの利用回数が制限がかかる。公平性が担保できないということになりますので、であれば、ということであえて500円券でなくて、今回は実証実験では1,000円券にして、ということがございます。ですから、いろいろ実証実験をする段階でございますので、これを1回やらせていただいて、いろいろなことでやっぱり不都合も出てくると思いますから、これはやっぱりよかったということで幾らかほかのところへや

っぱり波及する折には、今回その実証実験をしっかりと検証させていただいて、使い勝手がいい、公平性が担保できるような制度設計をさせていただきたいということです。

今の使い方の中で、また御理解をいただけないところは、また細かに担当課のほうでは説明する準備があるかと思しますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） いろいろ見解の相違がありますが、5回使えるというお話ですが、実質、これは大野原・木部谷のことも同じことなんですが、1回出たら必ず帰らねばいけませんので、5回というのが、実質2回と1回分、月にとということだと思います。出たら必ず帰らにゃいけませんので、そのバスがないから今のタクシーという形。ただ、幸地地区の方も、今町長言われたように、立河内・幸地の方も今の岩国交通がございまして、便がええときにはたまたまバスに乗って出て、帰りはタクシーとかというような使い方もされておられますので、そういうことはありますが、5回使える、30日のうちに5日出られればええじゃないかという認識はちょっと違うと思いますので、その辺のことは今後の実証実験の中でも覚えといていただけたらなというふうに思います。

それでは、続いてバスのほうの町内全体のことでございまして、公共交通の利用できない地域の存在ということでございます。

六日市地区は、路線不定期運行、柿木地区では区域運行という異なった形態で運行されております。このため、六日市地区では、バス停から離れた居住地もあり、自宅前で乗降したいという要望が多く聞かれるとあります。

柿木地区の区域運行というのは、運行ルートやバス停を設けずに、特定の区域内で予約のあった場所を巡回するとあります。一方、六日市地区の路線不定期運行は、決められたルートを走行して、所定のバス停で乗降する。事前に予約があった便、区間のみ運行するが、停留所での乗降になっております。

9月24日の全員協議会の説明では、このことについて具体的に触れられておりません。目標を達成するための事業内容では、ここでは資料と書いてありますが、地域内交通、デマンド運行、あるいは定期運行の見直しとありますが、実際に柿木方式で行うのか、六日市方式なのか。例えば、これは私が思っているだけでございまして、フリー乗降バス等のお考えもあるのでしょうか。

隣町の錦町では、どこでも乗降できるフリー乗降バスを運行しており、大変喜ばれていると聞いております。

このフリー乗降は、交通量の多い国道とか、県道や町道でも、カーブや坂道等では乗降停車の許可が出ないなどの不便さや、運転手は大変気苦労が多いと聞いております。

続いて、アンケートに、運賃が高いという声が多かったように思います。現在、旧六日市町内

は、一律300円とのことでありますが、公平のようだが違うと思います。例えば、1キロないし2キロ以下は100円、2キロ以上は200円、3キロ以上は300円というような運賃体系のほうが公平ではないでしょうか。そのほうが、利用者も増加すると思われそうですが、いかがでしょうか。

先ほど、町長のほうに広島県の廿日市市、吉和便の切り抜きの新聞をお渡ししましたけれども、ここでも今まで大変人数が少なかったということで、料金を半額に、半額というか、車を小型にして、平日3往復だった便数を6往復に倍増、また距離に応じて最大1,020円だった運賃は、中学生以上150円、小学生100円の定額制としたというようなことから、廿日市市のほうでは、増便と、それから運賃引き下げというようなことから、人数が倍以上になった、乗車率がふえたというようなことが、これは中国新聞の6月7日に載っておりましたけれども、そういうふうに金額も安くするということになれば、当然、乗客もふえてくるのではなからうかというふうを考えておりますが、そのことをどういうふうにお考えが御返答願いたいと思います。

それから、バスの結節点について、以前も同僚議員からいろんな質問が出たことがありますけれども、特に柿木地域の結節点は急を要すると考えますが、この協議会で決定したのですかどうか。

当然、柿木の道の駅が有力と考えますが、石見交通の広益線が道の駅に入るとなると、時間を費やし、快速バスとしての魅力がなくなる懸念があると思われま。

それから、六日市地区の結節点でございますが、六日市駅であるというふうには聞いておりますが、実際に結節点がどこなのか、余り知られていないと思います。これも明確にしないと、六日市市街地の循環バスを運行することになれば、運行時間やルートの設定にも影響すると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、デマンドバスや循環バスの利便性が上がると、町内タクシー、2業者おられるわけですが、2業者の運営にも大きな影響があるかと考えますが、何か対策はお考えでしょうか。このことについて、最初に二、三点と言いましたが、かなり質問点ありますけれども、このことについてお答え願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、4点ばかりで整理をさせていただいて、回答させていただきたいと思ひます。

まず、運行方法についてでございます。網形成計画策定時に実施をいたしました住民アンケート、それから利用者アンケート調査でございますが、こちらのほうから、町内完結路線バス、それからデマンド型乗り合いタクシーのサービス改善要望につきまして、やはり自宅付近で乗り降りできるようにするという要望が高いということがわかっております。

そのため、網形成計画に示す事業の、これは以前ペーパーで配付させていただいたものでございますが、①のところで記載をさせていただいております地域内交通、デマンド運行の見直しにおきましては、現在、蔵木線、蓼野線、そして高尻線のデマンド便を、柿木地域の区域デマンド便と同様に、区域運行化に見直しをしまして、指定の区域内で乗降できるように改善することとしておるところでございます。

また、議員御指摘のフリー乗降につきましては、このたびの計画における事業に位置づけていませんが、今後、事業の実施評価を行う中で、フリー乗降区間の導入が必要ということになれば、検討すべき事柄だというふうに認識をしているところでございます。

それから、運賃についてのお話がありました。地域内交通であります町内完結路線バス、それからデマンド型乗り合いタクシーの運賃につきましては、高齢者が利用しやすいように一律300円としています。

ただし、広益線や、広域線などのやはり広域の交通につきましては、距離制運賃のために、町内のバスと広域交通を乗り継ぎすると、必然的にその運賃額が高く、高額になることとなっております。

運賃につきましては、道路運送法に規定する地域公共交通会議において協議することとなっておりますが、先ほどの広域交通の例もありますので、地域内交通の改善に一定のめどがつけば、乗り継ぎ割引、あるいは定期運賃を導入することも検討してまいりたいと思っております。

御紹介のございました広島県の廿日市市の吉和地区の市営バスの実例でございます。私もこれ、中国新聞のほうで拝見をさせていただきました。便数をふやして、一方では運賃を格段安くする。1,020円だったものが、中学生以上で150円、小学生100円という定額制ですから、1桁違うということですから、当然、増便と運賃の引き下げによって、やはり客数は非常にふえた、倍増になったということでございます。

廿日市は、ああして市長選挙がありまして、前の眞野市長、それから、新しく市長になられました松本市長、お二方に私も挨拶でお伺いをして、お会いをさせていただきました。そのときも、この話はさせていただいたところでございますが、非常に乗っていただく方はふえましたという話でございます。ただ、我々が注目をしたいのは、それじゃあその収支がどうなったかということでございます。やはりこれは幾らかまた時間をいただいて、担当のほうからも、やはり廿日市に出向いて、この実態はどうなのかということは、やっぱりつぶさに研究して、勉強してみる必要があるかなと思っております。

今のような形で増便し、運賃を下げ、客数が倍増する。そうして収支も大幅に改善ということになれば、これはやはり導入する価値があるというところでございますので、吉賀町なり、廿日市の吉和の行政エリアのやはり違いもあるわけでございますが、その上で、今回、廿日市の吉

和地区で導入されたこのことが、どういうふうによつぱり影響しているかということは、担当課のほうでも勉強させていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから3点目は、結節拠点のことではございました。計画におきましては、柿木地域の乗り継ぎ拠点の位置を明確にすることとしております。

御指摘のとおり、柿木地区の停留所につきましては、町内事業者が運行する路線と、それから広益線の路線が一部異なっているために、利便性が確保されているとは言えない状況でございます。

また、道の駅かきのきむらにつきましては、大型バスが展開するスペースの確保が困難であるというような実情もあるわけではございます。現状のままでは、道の駅シルクウェイにちはらのような利用ができないということは、まず御理解をいただきたいと思ひます。

それから、結節拠点としての停留所の環境整備につきましては、多くの関係機関との調整が必要となりますが、急を要することでもありますので、早期の決定をしてみたいと考えているところでございます。

それから、六日市地区、柿木地区におきましても、一方ではバリアフリーの対応など、多くの意見も頂戴しているところでございますので、いろいろ課題がござひます。今後、順次検討させていただきたいと思ひます。

ただこれは、今まで何もしなかったら、こうした課題が出てこなかった。今回、網形成計画をつくろうと、つくり見直そうという中で、地域公共交通のあり方を変えていこうという中で、担当課がそれぞれ出向いて、住民意見交換会をやったり、それから、高齢者の方がお集まりになるふれあいサロンのほうにも積極的に出向いて、その中でこうして意見が、不都合な部分が浮き彫りになったということですから、そこはしっかり大切にしながら、これからの課題解決に向けてやつぱり取り組んでいかなければならないと思ひます。そのことが、やはり使い勝手のいい地域交通になるんだろうと思ひています。

それから、最後にタクシーの存続についてでのお問い合わせではございました。タクシーの存続につきましては、島根県内の多くの市町村で課題となっているようではございます。人口減少が進む中で、タクシーを重要な移動手段の一つと認識をしております。デマンドバス等とのすみ分けが必要となっておりますのでございます。

計画の中では、デマンド運行を見直す基準といたしまして、1人当たりの乗車数、それから稼働率、収支率、こうした基準を設けまして、これが一定数値を下回った場合には見直しをするというような基準を設けておりますので、こちらの数値、あるいはその基準と照らし合わせながら検討をしてみたいということをお願いしておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 柿木の結節点につきましては、今から協議することと思われま  
す。利便性としたら、やはり役場付近が一番いいんだろうと思いますが、ただ、交差点でもある、そ  
れから、バスの広益線もバスストップをつくるということになると、なかなか大変かと思いま  
すけれども、早急にやはり結節点というものはやらないと、いい利便性が上がってこないとい  
うことはわかっておりますので、早い結論を出していただきたいというふうに思います。

それから、六日市の結節点のことでございますけれども、六日市も当然六日市駅ということの  
お話は聞いていたんですが、六日市の結節点と、それから六日市市街地の循環線という観点から  
見ると、六日市の結節点を、駅は駅でよろしいんですが、最終……、結節点を通り過ぎて六日市  
病院、あるいはゆ・ら・らのほうに多分向かっておるんだらうと思うんですが、蔵木線から出  
てもそういう状況で、循環線が差し向き難しいということになれば、これは私の、全然通告して  
おりませんが、今の話の中から循環線ということで、例えば、七日市から上がってきたものが六日  
市でおりる、駅で。それから、六日市病院、ゆ・ら・らでもし最終ということになれば、そのバ  
スをゆ・ら・らでおろしてバスが車庫に入るんでなくして、ゆ・ら・らのほうから再度バイパス  
を出て、例えばウオンツとか活鮮、それからJA、それから皆さんの希望の多い買い物の、ジュ  
ンテンドーとか、そのほうに回って車庫に帰っていくというようなことをすれば、ある程度の循  
環も一つの線ができるんじゃないか。それから、逆に今度蔵木から出た分が、もし六日市でとま  
る便があるのであれば、逆に六日市病院から松浦医院のほうを通って、逆回りをして帰るとい  
うような、別のバスを使うんじゃないか、その便のバスができれば、循環もある程度できるんじ  
ゃないかなというふうなことを、私は、これを、原稿をつくる折にいろいろ考えながらおったん  
ですが、これを文章にするということになれば、大変長くなるので、口頭で言うことにしてお  
りましたが、その辺のことについても、今、循環については町長のほうから答弁はなかったわけ  
でございますが、その辺のことも近いうちに結論を出していただけたらいいんじゃないかなとい  
うふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。

ここで休憩にいたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

一般質問、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。

7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、災害対応についてということで質問を出しております。

まず、七日市の大火災についてです。5月12日に発生しました火災は、消防隊員、団員240名、消防車38台が出動し、3時間半後に消しとめられました。この消火活動の検証と、その後に出ました瓦れき処理、これの検証についてお伺いいたします。

まず、消火活動ですが、私も柿木村の消防団に在籍していましたが、まず2人そろったら小型ポンプ車でしたが現場に行けど。そして現場で必ず指揮官といいますか幹部がおるから、その人の指示に従い水を早く出せと。そして消火に当たれと。絶えず現場の指示者の指示に従い、いち早く現場にポンプ車を持っていき、いち早く水を出して消火に当たる。これを繰り返し繰り返し言われた記憶があります。

それで、今回の火事で、現場での指示、判断、これは的確であったかどうか。人員や機材はどうであったか、水利に関してどうであったか、このようなことを一つ一つ検討し、改善点があれば協議し、みんなで共有していくという。住宅密集地での火事でした。気象条件等々年間いろいろ変化していくと思いますが、本当あつてはならないことなんです、もしものとき住宅密集地で火事があったら、やはりこのことを教訓にシミュレーションや訓練をしておくべきだと思っております。

また、瓦れき処理の件でのことですが、一般ごみとして取り扱われ、4,000万円もの処理費を投入されました。

また、町は、固定資産税の減免、法人・個人住民税の減免、町営住宅使用料の減免等々、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険等の減免も検討されています。また、上下水道の基本料金の減免も書かれております。そして、廃棄物処理に係る経費の助成金制度も設けられ、100万円を上限として1,000万円の予算を組まれたと思います。これの検証といいますか、どのような状況で利用されたか。また、それが本当に十分であったか。これもやはり一つ一つ検証し、改善点があれば協議していき、このことを明らかにして町民の前にちゃんと報告する義務があるんじゃないかと思うんですが、まず、この点についてお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の災害対応についてということで、まずは下七日市地域で発生いたしました大火災についてお答えをさせていただきたいと思っております。

改めて、被災をされました皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活再建、お祈り申し上げたいと思っております。

まず、この火災により生じた一般廃棄物の処理状況について説明をいたしたいと思っております。通告の順に沿ってお答えをさせていただきたいと思っております。

七日市地内の仮置き場で一時保管してありました廃棄物のうち、金属くずについては有価物と

して処分し、9月下旬に搬出作業が完了いたしました。多くを占めていました燃えがらにつきましては、10月中に三重県の伊賀市への運搬、埋立処分を行ったところでございます。また、その他の廃棄物については、燃やせる物として、益田地区広域クリーンセンターへ随時搬出し、焼却処分を行っております。

なお、こちらのクリーンセンターへの搬入量の制限がございますので、全ての処分には今しばらく時間を要することとみているところでございます。

それから、予算をつけていただいて、予算執行の状況を少しでも触れさせていただきたいと思いますが、刻々と時は動いておりますので、一つの目安といたしまして、11月末現在の状況をまずお伝えをさせていただきたいと思いますが、まず、ブルーシートとかフレコンバック等のいわゆる消耗品的な需用費の部分で言いますと約36万6,000円、それからかなりの経費を要しております委託料の部分です、これは今申し上げました燃えがらの処分であつたり可燃物の運搬であつたりもろもろでございますが、これにつきましては合計で1,800万円余でございます。それから土地の借地がございますので、こちらにつきましては、いわゆる仮置き場分として約2万円、さらには、御紹介もあります瓦れきの処分の助成費用制度を設けましたけど、これは11月の末の段階では、今10件で、助成金の金額で申し上げますと115万円、こういった状況でございます。

これから12月に入りましたが、これ以降の予定をされる委託料等でございますが、委託料につきましては、まだ作業中でございますので、幾らか今からかかるということと、それから借地料につきましても一般廃棄物の仮置き場についての経費が発生するといったような状況でございます。

それから、もろもろの減免であるとか、そうしたことも対応させていただきました。号外のところで皆さんにもお知らせをさせていただいておりますように、まずはその被災をされた方に対しての町営住宅のあっせんをさせていただいたり、固定資産税とか利用料、それから使用料等々の減免、それから、日赤からの災害見舞金の対応であつたり、そうしたことをそれぞれ被災をされた方に対しまして支援をさせていただいたということを申し添えておきたいと思っております。

それから、後段の今後の対応についてでございます。御承知のとおり8月6日と、それから9月の30日の2回、関係者の皆様に御出席をいただきまして、意見交換会を行ったところでございます。被災をされた方に対しましては、まだ被災間もない時間がたっていない中で大変心苦しいところもあつたわけでございますが、我々としたしましては、現場が幾らか片づいた段階で、早い段階で検証させていただきたいという思いの中で、今申し上げました2回、意見交換会を開催をさせていただきました。

被災をされた方々を初めまして、警察、消防、さらには社会福祉協議会、それから地元の自治

会、加えまして行政などが集まりまして、振り返りを行って意見を出し合い情報を共有させていただいたところでございます。

この中では、いろんな御意見をいただきました。防災意識の向上であったり、訓練など、具体的な事前準備のこと、それからボランティアとのかかわり、生活再建への支援などの御意見が出されまして、今後は御参加いただきました団体であったり、個人での御参加もございましたので、それぞれのところで検討されまして、これから鋭意、改善等させていただくことになろうかと思えます。

今回の意見交換会は、このことが起こりまして、この場で私のほうから、こういった意見交換会を開催させていただきたいというお話をさせていただきました。そのときも申し上げたわけですが、まずは課題をそれぞれ持ち寄って抽出をさせていただいて、再発防止にまず努めなければならないわけでございます。ですから、そのこと、今回のこの事案を教訓に今後に生かしていかなければならないということで再発防止と、それから発生後、発災後の対応をいかようにしていくか、さらには生活再建に向けて、これは長いスパンになりますけど、そこでどうした対応をさせていただくのがいいだろうかということ、この意見交換会で取りまとめをさせていただきたいということで開催をさせていただきました。

おかげで先ほど申し上げましたように2回で開催させていただきましたが、70名近い方が2回でお出かけをいただきました。本当に貴重な御意見をいただきました。課題を整理をさせていただいて、それぞれの団体がお持ち帰りをいただいたところでございます。

行政のほうで言いますと、何と言いましても、まずは発災後の対策本部のあり方がどうであったか、それから当然、行政がその中核を担って関係機関、団体と連絡調整をしなければならないわけでございますから、そこらあたりの調整がどうであったか。それから、発災後の支援であったり、復興に向けての、これも関係機関、団体との連携がどうであったか、そうしたところがやはり検討材料として出ております。

それから、常備、非常備、本当に御尽力いただいたわけですが、とりわけ常備消防で言いますと、これはいろいろ御意見もいただいております。サイレンの吹鳴の方法、これをやはり課題として大きく捉えておまして、これは広域の問題にもございますので、今広域のほうでまだ御検討いただいております。

それから、非常備の消防団のほうでございます。直接的に現場のほうで消火活動に当たっていただいたということでございますので、先ほどもちょっと御案内がございましたが、消防団の招集の方法がまずどうであったか、それから資機材の管理がどうであったか、さらには現場の水利、ここらあたりがどうであったか。これも後の消防団の本部会であったり、幹部会のほうで今御議論をいただいているということでございます。

それから、発災直後のところでは大変ボランティアセンターのほうで社会福祉協議会にはお世話になりますが、あれだけの規模の中でのボランティアセンターの開設でございましたから、そのセンター自体の運営がどうであったかということは、またこれは社会福祉協議会のほうで御議論をいただいているということではないかというふうに思います。

ということで、2回の意見交換会を開催をさせていただきましたけど、本当に貴重な御意見をいただきました。それぞれ課題を持ち帰っておりますので、それぞれの置かれた立場の中で今後の対応を引き続き検討させていただくということを申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も団員でしたので、とにかく早く水を、火を消せと、水を出せと、早く現場に行つてと、そういうことを繰り返し繰り返し言われたんですが、地元でしたら水利がどうかということがわかるんですが、どうしても水利が、よその地区じゃつたらわからないところがありまして、幹部の人に聞いて、その指示を仰いで、ちゃんと水を出せというのを言われた記憶があります。そういうシミュレーション、訓練を重ねて、本当、あつてはいけないことなんですけど、やはり万が一、住宅密集地等での火災があつた場合にはどういうふうにするんだというのを常日ごろやはり考えておくべきだと思います。

そして、今先ほど町長が言われました一連のそのことを、町長、号外でこのように出されておりますが、皆さんにやはり今のことを明らかにし、報告していく、そして町民みんなで共有していくというのが一番大事な姿勢ではないかと思っております。それでは、また次に、関連することはまた最後に質問します。

次に、洪水ですが、水防法に基づいて作成されたハザードマップは、広石、沢田地区で浸水想定が想定されていますが、これは基準が1日の雨量が260ミリ、時間雨量で51ミリというような基準、想定されていると。

ことしの10月の台風19号は、雨量が平均で600から900ミリ降ったところが多くありました。時間雨量も100ミリ前後と大変多い地点がありました。ちょうどこのハザードマップのその倍以上の降雨量なんですけど。

昨年が西日本豪雨、2017年が九州北部豪雨、2015年が関東東北豪雨と豪雨が続いております。ことしの豪雨も、それに土砂災害等々が重なりますともすごい水の量といいますか、洪水の量がふえてきます。

それで、立河内のため池をどういうふう処理されているのかということと、これだけのやはり想定をもう少し、町長も今朝ほどの同僚の質問の中で想定外を想定すると言われましたが、まさしくそのとおりだと思ひまして、高津川、蔵木地区から出てきた高津川本流と、この鹿足河内川が合流し、水かさ、水の勢いが強いほうはどうしても流れをとめていくと思うんです、相手の。

高津川が強かった場合には鹿足河内川の流れが阻害されて水かさがふえるといいですか、水かさがふえ、内水といいですか、中へ浸水してくる。中で浸水すると。逆に鹿足河内川が強かった場合には蔵木からの本流の高津川が阻害されると。水流がとめられると。そのときにため池等の土砂災害等々が重なりますともものすごい想定を超えた事が起きるのではないかと心配されております。

私も47年の水害があったときに、当時の川はまだ、うちの家の前川はまだ狭かったんですが、木部谷川が氾濫して高津川をせきとめまして、ちょうど家の前から見ておるのに湖のように水がたまっていったのを覚えております。本当、水の力というのは恐ろしいもので、ここの庁舎も浸かることはないかもしれませんが、ここの周辺に来ることができないような事態が発生するのではないかと考えております。

そこで、想定はされておりますが、立河内のため池のその後と、そういう鹿足河内川を含めた想定、水の想定をもう一度見直す必要があるのではないかと考えておりますが、町長の御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、洪水についてということで、二つのことについてお答えをさせていただきますと思います。

まず、ハザードマップのお話だろうと思いますけど、これは私手持ちの資料ですが、各御家庭にこうした物を、防災マップをお配りをさせていただいておるところでございます。

これは、平成27年に整備をさせていただいたところございまして、これに掲載をされております洪水浸水想定区域図につきましては、議員御指摘のとおり水防法に基づきまして、河川整備の基本となります計画規模の降雨量が降った場合に浸水が想定される区域を示したものでございます。これは吉賀町ということではなく、島根県が作成したものでございます。

想定につきましては、御紹介もございましたけど、流域全体に1日の総雨量で260ミリ、それからピーク時で1時間で51ミリの降雨があった場合を想定して作成をされたということでございます。

昨年度のところでは、計画規模以上の降雨量である想定最大規模の降雨量が降った場合、浸水が想定される洪水浸水想定区域図が新たに発表されたということでございます。その基準値でございますが、想定につきましては流域全体に1日の総雨量が504ミリ、それからピーク時で1時間に100ミリの降雨があった場合を想定し、作成されたものということになっております。

その想定図につきましては、残念ながら今の現状で申し上げますと、各御家庭にこうした形でまだ配るには至っておりません。それをご覧いただくには役場のほうの閲覧と、それからもう一つは町のホームページのほうで掲載をさせていただいておりますので、またご覧をいただいたら

と思います。

なお、想定最大規模の降雨によりまして洪水浸水想定区域に、役場、六日市庁舎、それから柿木庁舎のいずれも入っていないわけでございますけど、いずれにしましてもその区域内では、決してもう入っていなかったからといって安全ということではないわけでございます。降雨による災害は、洪水や浸水害のみならず中山間地である吉賀町にとりましては土砂災害ということも当然引き起こる可能性があるわけでございますので、災害に対しましては複合的に多角的にやっばり現場を見て判断をしなければならぬということではないかと思っております。

きょうも午前中のところで、3番議員の一般質問のところでもお答えをさせていただいて、本当に想定外というのが本当通年起こるといようなことでございます。決してまれな事柄ではないわけでございますので、やはりそこらあたりは意識して災害対応に当たっていかなければならないというふうに思っております。

それから、ちょうど勝繁ヶ池といいますか、立河内のため池のことはお答えをさせていただきましたが、仮にため池が決壊をして、ため池の水が全部流れ出てきたときに高津川の本流、それから、こちらの鹿足河内川、さらにその下流のいわゆる支流の部分で本流との合流地点がどうなるかということでございますが、これは先ほど申し上げました、県が行っております防災マップの中では、恐らく想定してないやに私はちょっと思っておりますけど。不確かなことを言うと、また誤解を招くといけません、恐らく立河内の勝繁ヶ池というところは、水量では7,000トンぐらいですか、そのぐらいの水がやっばり貯えることができるぐらいの能力があるというふうに、私は小さいときから聞いておりましたけど。その水が、これは年から年中、それがそれだけの水量ということではなくて、やはり用水ですから、田んぼをつくるときにはその水がやっばり必要だけど、いわゆる農閑期にはその水は必要ないということですから、幾らか水位は下がるわけでございます。いずれにしても、あれだけの規模のため池ですから、非常にやっばり水の管理というのは大事な部分だろうと思います。ということで、立河内のため池の勝繁ヶ池のことを少しお伝えをさせていただきたいと思います。

これは数年前に立河内を含めかなりの降雨量があったときに、一旦立河内川が氾濫をするということで、1回は立河内の集会所へ避難勧告で避難をしていただき、そうしておりましたら、この勝繁ヶ池が越水をするというようなことが危惧をされましたので、さらにハザードマップ等を見る中で2回目の避難勧告を出させていただいて、こちらの基幹集落センターあるいは体育館のほうへ避難をしていただいたというような事例もございます。その事例がある前からも、前々から消防団のほうからもいろいろ御指摘をいただいたため池でございますので、今回本当に地元の皆さんの御理解をいただいて、国庫事業の農村地域防災減災事業を活用してこれを廃止をするということにさせていただきました。

現在は、その廃止に向かって実施設計業務中でございます。設計は2月の中旬を委託期間としておりまして、設計ができ上がりますといよいよ現場への着工ということになるわけでございます。工事の発注は、おおむね3月を予定しているところでございます。

なお、設計業務の発注が少しおくれましたのは、これは国からの内示がおくれたということによるものでございます。工期の時期が、そういったしますと年度またがざるを得ないということになるかと思いますが、この点につきましては、またその折に議会のほうへ十分説明をさせていただきながら、できるだけ早い段階で着工し、できるだけ早い段階で完成をし、そしてこれは立河内だけではないと思います。流域の皆さんが安心をしてそうした時期を過ごすことができるように、行政といたしましても、地元の方の御理解をいただきながらしっかり事業を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 500ミリでの想定と言われましても、50センチの降雨量がずっとありますと、吉賀町の場合は全部山とかちゅうんでなく、やはり一部分高速道路等がありまして、その水というのは、一旦山に降った水が表水として流れてくる時間差等々もあって、いろんな意味で水が早く出るときもあるし、変わってくると思うんです。

役場がつからなくても、ここへ至る道路が冠水したら、もうここへ来ることができなくて、対策本部も機能しなくなると。今回の台風19号でもそういう事例が発表されております。

このバックウオーターというのを今回も使われておられましたが、水の流れがやはり下流で狭くなっているところとか、今さっき申しました支流で支流同士の水がぶつかってせきとめるといういろんなタイプがあると思うんですが、水が午前中のあそこの鹿足河内の砂防堰堤が水をためていて放水といいますか、水が一気に出たときとか今の立河内のため池とか、そういう偶然と偶然が重なるかもしれません。本当に想定外の想定をちゃんとシミュレーションし、そういうことを皆さんで共有しておくべきだと。

テレビでもよく見るんですが、救助するのにボートを使って役場の周りでもそのボートで救助されているとか。水没したらもうボートしか使えなくなりますので、そういういろんな想定をちゃんとしていくべきだと思っております。

それから、浸水の対策として、大型土のうやフィルターユニット等を作成しまして水を防ぐ。一旦水がおさまりますと、やはり水をとめる対策も必要になってくると思うんですが。フィルターユニットといいまして、中に10センチか玉石みたいなのをに入れて水を防ぐんですが、そして大型土のうの3年か5年ぐらいもつぐらいの性能のいい大型土のうもありますんで、そういうものを使って中詰め材も準備して、町の土地がありましたらそこへ備蓄しておいて、年に一度や二度は業者さんの協力をもらいまして、そういう一連の作業——大型土のうへ入れてみて、それ

を積み込んでどっかの河川へ持っていくとか——そういう一連の作業をして確認して課題等を見つけていく。そういう備蓄を少しずつでも積み重ねていき、建設機械や運搬車両等がどういうところでどういう作業機が要するというのを、やはり実際にやってみないとわからない部分がありますんで、これを年に二度ぐらい業者さんとともにやっておくというようなこともちゃんと考えておかれたらどうかと思います。

それと、次に基金ですが、先ほども七日市の火災で5,000万円の基金の繰り入れで対応されたと。

つい二、三日前ですか、大田市さんが2024年までの中期財政見通しで、22年度末に基金が枯渇するというようなことを新聞に書かれておりました。これも18年4月に起きた地震の復興対策などで基金の取り崩しがふえたというようなことも原因と書かれておられます。やはりそういう基金も常日ごろからこういう災害用の基金とか別枠でちゃんと考えていかれる必要があるんじゃないかと思います。

また、助成制度ですが、火災のときには要綱で出されましたが、ほかの水害、災害でもこのような応援といいますか、ちゃんとこういうものを示して町民の皆さんに明らかにしておくべきだと。ほかの災害に対しても同じような対応していくんだという、やはり町の姿勢も示してほしいと思います。

それから、昨日の質疑の中で防災費の人的費等がありましたが、避難所に係る経費。先ほどの、庁舎が、この災害対策本部が来られないということになると、やはりその地区その地区の避難所がそこへの移動ができなくなって、やはりその地区の人にお願ひせざるを得ないような状態になると思うんです。やはりそういうところも常日ごろから皆さんで話し合っ、そういう訓練といいますか想定して、やはりそういうことも考えておくべきだと。

この本庁舎や分遣所が機能しないということになると、じゃあどうするんだというようなことも、あってからでなしに、やはりこういうことは先取りしてちゃんとシミュレーションし訓練しておくというのが本当に大事じゃないかと思うんですが。町長、お考えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） たくさんのお問い合わせがありましたので、もし漏れておりましたら、また御指摘をいただきたいと思います。

まず一つは、先ほどの続きになるかもわかりませんが、県がああして基準値を改めて、より一層雨が降ったときの想定ということで、ハザードマップを今つくっておりますという話をしましたけど、見ますとやはり広石から立戸にかけては、浸水の区域も1メートルから3メートルの区域が広がってくるというのは見てとれるわけでございますから、幾らその上流域のこの連担地がそれに入っていないとはいいいながら、そこに至るまでには必ずここに水が通るといことですか

ら、まさにここが防災の拠点といたしますか、中枢機能もあるわけでございますから、そして今度はやっぱり念頭に置いて、これからの防災対策は考えていかなければならないというふうに思います。

それから、浸水対策のお話がありました。それで、土のうのお話でございますけど、これはきょうのところは一般的な通常のタイプの土のうのお話をさせていただいたと思いますけど。今、吉賀町では、地域防災計画の中で六日市と柿木の両水防倉庫で一定量の土のう袋を備蓄をしていくということになっていまして、参考までに申し上げますと、六日市の水防倉庫、役場の庁舎の隣にありますけど、ここには土のうを1,900枚、それから柿木、これも水防倉庫が防災センターの近くにありますが、これは700枚ということで常備をさせていただいております。

問題は、それに入れる土が一旦有事のときには間に合わない、確保できないということですから。これにつきましては各地区の、柿木におきましては消防センター、コミュニティ消防センター、それから消防倉庫で備蓄をさせていただいておるということと、それから、町内全域におきましては各小学校校庭に、これは校庭の整備用も含めて兼用になりますけど、幾らかの真砂土を備蓄をさせていただいているということでございます。

それから、基金のお話がありました。6月の定例会のところで財政調整基金5,010万円を取り崩しをさせていただいて、それを財源に、火災のいわゆる復旧に向けての予算を計上させていただいたところでございます。当然、新しく創設させていただいた助成金であるとか、それから瓦れきの処分費用であるとか、それから借地の経費である約5,000万円をそちらのほうで予算執行させていただいているということは、冒頭に申し上げたとおりでございます。

それから、それに見合う基金をあらかじめということでございますが、財源的に端的に言って幾らか繰り越しの中で財源がやっぱり余裕があれば、そうした新しい基金の創設も必要というのは重々承知しております。ただ、法律の中で純繰越金につきましては、2分の1以上はこれまでの起債の繰り上げ償還であったり、それから基金への積み立てをしないということはあるわけでございますが、なかなかどうにかこうにかそれを今達成をしているということであって、それに加えて、新しく特定目的基金でこの災害とかに対してのということは、現状ではちょっと難しいかなと思います。

ただ、通告にもありますように、全国の自治体では、先ほども御紹介ございましたが、先んじてそうした基金を創設しておられるということも、これは総務省が取りまとめをした中でも数多くあるわけでございますので、幾らかそうしたこともですね。これはまた今すぐやるかどうかではないんですけど、そうしたことがもしできるような状況があれば考えていきたいなというふうに思っております。

それから、保険制度のお話がありました。これは例の火災のときに新たに瓦れきの処分とい

うことで、新しい制度を吉賀町つくらせていただきましたけど。これは火災でございまして、通常の風水害、自然災害のときには既に規定の制度があるわけございまして、これはまだまだいろんな媒体を通じてこちらも周知はしているつもりでございまして、まだ足りない部分があるという御指摘だろうと思いますので、また広報とか、あるいはああして自主防災組織を今総務課のほうで積極的に組織していこうということで歩いておりますから、そうしたところでもしっかり周知をさせていただいて、こうした保険制度を使うことがあってはいけませんけど、仮に不幸にして起こった場合でも、そうした対応がすぐとれるように皆さんには周知をさせていただきたいなと思っているところでございます。

それから避難所の経費の問題、ああして補正の中でも防災費の中で200万円だったですか、計上させて今いただいております。本当の大きい災害になりますと、全町エリアが全て被災ということも当然想定されるわけございまして、そうすると災害対策本部自体も機能しないということも、それすらも想定されると。特に今回の台風の首都圏とか東日本の状況を見てみれば、決してないことではないというふうに思っていますから。そうしたときにはやはり自助・共助・公助でいうところの自助がいかにか頑張ってもらえるかということになるわけですので、これは勢い、そうしたことということにはならないかもわかりませんが、今ああして昨年度から初めての試みで総合防災訓練をさせていただいております、柿木、ことしは蔵木で行いました。一通りやっぱり公民館エリアであと3カ所ありますけど、回らせていただいて、次の段階でまたそうしたことを想定しながら、今度はそうしたことがもし発生したときの対応なんかは、やはり実践形式で訓練なんかをやってみるのもいいかなというふうに、今お話を聞きながら頭をよぎったところでございまして、また参考にさせていただいたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 済みませんでした。土のうといいまして、大型土のうで、耐候性で、ある程度時間がたっても耐えられるような大型土のうとフィルターユニット2トン3トンとかあるんですが。これをまず使いまして、水を遮断していくと、とめていくという。入ってくる水をとめていく作業を業者の方、やはりこれ建設機械が要りますもんで、2トン3トンという重さです。それで、中詰め材も1トン袋で1,000個とかいうと、かなりの中詰め材もふだんから備蓄しておくような必要があると思いますし。そういう訓練といいますか、実地でやはり重ねておかないと、なかなか連携でつくって運んでということになると、それだけの機材が要るし、運搬車も要りますから、やはり年に1回や2回はこういう大型土のうをつくらせて備蓄しておくんだと。それでまた、大型の袋と中詰め材を準備して置いておくんだということを業者とともにやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

また、基金といいますか、災害のときに、今回台風はいろんな国の援助等があつて特定の何があるかもしれませんが、やはり災害の基金というのはちゃんと自分たちでしていくのがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、土のうの件につきましては、こちらのほうの読み取りが悪うございました。大型のそうしたものになりますと、これはやはり我々行政の職員だけではとても手に負えない部分がありますから。今お話もございましたが、やはり建設業協会とかそうしたところも交えて話をして、平常時の準備をどうするのか、それから一旦有事の場合にはどうした対応していくのか、迅速な対応がとれるのかというところを、また災害に限らず、建設全般のことについて意見交換をする場も年に1回ぐらいはあるわけでございますから、そうしたところで担当のほうからもお話を出させていただいたらと思います。

基金のお話でございますけど、ベストの形は我々も十分想定をしておりますが、先ほど申し上げた事情もございますから、財政の事情を見ながら、そこらあたりに充当できる、基金が創設できるような時期を見てまた対応させていただくということで、きょうのところは回答させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後1時46分休憩

.....

午後1時56分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 私は3点通告してございます。

まず1点目なんですけれども、財政の見通しについてというお尋ねでございますが、これは私が申し上げることはほんの一例なんですけど、例年のごとく指定管理費なんていうのが1億2,000万円ぐらいとか、子育て支援に約1億円だとか、そういう費用を毎年使っておるわけなんですけれども、老朽化した行政財産っていうものの管理費等々を試算したときに、現状、中期財政計画では10年先では基金が4,000万円と、いわゆる枯渇ということになっております。

こうした状況下で、今民間から病院、学園、温泉、民間企業までの町政活性化要望書というも

のが、四千百何がしの方から出されております。ということは、この町の財政規模というものを勘案しましても、本当にこれから先、何が本当に優先で何が不要か、やはり取捨選択といいますか、そういうものが求められていると思うわけなんですけれども、そこで行政手法というものが問われ、成果が求められているわけなんですけれども、これは過去の海士町の町長ですか、財政改革ということで山内町長がさまざま自分の本当に身を切る覚悟で進めてこられて、そういう事例もあります。

そうしたところで、我が町の町長も自分の身を切る覚悟で今後のことが臨めるかどうかということが1点と、所信表明、町長になられたときに所信表明4年間と、毎年の施政方針というものを現状に出されるわけなんですけれども、そういったことに実際コミットメントできますかということをお聞きしたいということなんですけれども、もちろんこれは先刻の選挙の公約であったりとか、そういうことを本当にこの町をこうしようという思いでやるわけなんですけれども、やはり今の現状を見ましても、非常に、ここに限らずなんですけれども少子高齢化が進んでいく。そして本当に人口動態を見ましても非常に厳しい状況にある中で、本当にこんなことを言っちゃ申しわけないんですけど、毎日のようにお悔やみ放送というのが最近ございます。

そういったときに、やはり責任の伴う約束をするのがコミットなんです。それ以上のことをやるのはオーバーコミットメントっていいまして、できない約束をするべきじゃないというふうに私は思います。

ただ、きれいごとでは済まないということなんですけれども、実際に今後、行動や計画を伴わないことをしないように、そのためにはやはり（ ）である町長自らがやはり危機管理を持って物事をやり切るか、やるか、決定のスピードを上げるということが第一になってくると思うんですけれども、そういったところで財政のシミュレーション見ましても、今から申し上げる中には第3次計画もありますからあれですけれども、とりあえず今の現状でどうなんでしょうかということをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の1点目でございます財政の見通しについてということでお答えをしたいと思います。

本町では、持続可能で安定的な行財政運営の確立を目指しまして、これまで3次にわたり行財政改革プランを策定いたしまして、行財政基盤の整備に取り組んできたところでございます。

また、現在策定中の第4次の行政改革計画、それから財政健全化計画では、目まぐるしい環境の変化や厳しい財政状況に対応するため、これまで別の計画でございました行財政改革プランと財政健全化指針、これを一本化した計画とするということにしております。

日程の関係で、あすの本会議終了後の全員協議会のところで、その第4次の双方を一本化した

計画の策定の説明をさせていただく準備をしているところでございますので、また、あすのところで具体的なことについてはお尋ねをいただいたらと思います。

議員が御指摘のとおり、中期財政計画におきましては、現在の施策をそのまま継続いたしますと10年後には基金が枯渇することとなります。今後の町政運営におきましては、多様な住民ニーズを踏まえた施策を展開する一方で、緊急度、優先度等を政策的、経営的に判断した事業展開を図りまして、その先頭に立って町政マネジメントを強化していく所存でございます。そのことを改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、私の大先輩でもございますが、海士町の山内町長のお話がありました。私も就任いたしまして1年ばかり同じ職でいろいろなことを勉強させていただいたり、お付き合いもさせていただきました。常々、山内町長もことあるごとに私にはいろいろなお話をさせていただいたところでございますが、中でも一番苦しかったときのお話を一度、本当に時間を割いて話していただいたことがございました。これは皆さん御案内のとおりでございますが、まさに我が身を削ってということで、山内町長御自身の給料を相当削減をされて、それを財政運営に充てているということでございました。当時山内町長がやられたのは30%カットするということでございます。それを5年間やられて、5年後には今度はそれを30%を50%にするということですから、まさに町長の給与の半分を削ってということで施策に当たられた。

これは決して山内町長、海士町長1人ではございません。御案内かと思いますが、当時の助役さんであったり管理職であったり、それから町議会の議員さんであったり教育委員に至るまで、山内町長が30%カットするときには、今申し上げましたような役職の方は一律に20%を報酬カットされた、それから山内町長が今度は30%を50%カットするときには、20%のカットを一律に皆さんは40%カットされた。当然役場の職員も当初10%から20%カットしておいたものを、町長が50%削減するときには、ですからほかの役職の方が40%削減するときには、職員も16から30%削減をされた。ですから、当然トップはやっぱり思いを伝えていかなければならないわけでございますから、やはりそれに賛同していただける、町全体もやはりその覚悟が必要なんだろうと思っております。

そうした意味で私は、これから今も本当に大変な課題がたくさんありますけれども、やはりそうした時期になれば、私自身もそうでございますが、議会を初め、やはり吉賀町全体でその覚悟を持って当たらなければならないということは申し添えておきたいと思っております。それだけのことを山内町長はされた、御勇退をされて、新しい大江町長にバトンタッチをされたということを申し添えておきたいと思っております。

それから、今回のその一般質問の本題は、いわゆる私の所信表明と施政方針に対するコミットメントはいかがなものかということだろうと思っております。まさにそこをしっかりとお伝えしなけ

ればならないかと思っておりますけれども、まず、その前段で、私が当初就任をしたり、それぞれの予算編成をする、その中のいわゆる前段で予期せぬことが大変多かったということを申し添えておかなければならないと思うんですけれども、就任いたしまして私、今2年と2カ月がたちました。

一番初めにあった課題は、社会福祉協議会の財政の問題でございます。介護事業を初め、社会福祉協議会のほうでは本当に頑張っていたとおったわけですが、全体的にその経営が悪化したということで財政支援をお願いしたいということで、平成30年度から、30年度、31年度、今年度と来年度、令和2年度までの財政支援を今お約束をさせていただいて議会のほうでも議決をいただいております。

おかげで、先般も社協の関係者の方来られて、お話をお伺いしましたが、当初想定しておった、いわゆるその財政の健全化が順調に進んでいるというお話はお聞きをしました。ですから令和3年度以降は財政支援をしなくても済むような状況を大いに期待しております。

それから、次に起こりましたのは、ゆ・ら・らの指定管理者が撤退をするということでございました。どうかおつなぎをさせていただいて、サンエムのほうで中をつないでいただいて、現在は何回も申し上げますが、町内の企業のほうで、これははとの湯荘も一緒でございますが、今運営をさせていただいているということに至っているところでございます。

それから一番大きかったのは、六日市学園と六日市病院の問題でございました。これもまずは島根大学附属病院のほうから、3カ月交代ではございますが、今ああして常勤医師の派遣もしていただいて、どうかおつなぎをさせていただく。あとは医療従事者の確保をしながら、検討会議等で将来のあるべき姿を検討していかなければならないということです。

その次に起こったのは、廿日市のアンテナショップの問題でございます。これもいろいろ議論がございましたけれども、これもやはりその町内、それから町外の方のところの御支持があるということで、町内の企業組合のほうへ継続をさせていただいたということ。

それから直近で申し上げますと、先ほどもほかの議員のほうからもございましたが、下七日市地区の大規模火災、本当に想定外のことが起こりましてびっくりいたしました。どうか今行政のほうも最大限の支援をさせていただいて、生活再建と復旧、復興に向けて、今皆さんと一緒に頑張らなければならないという段階ではないかと思っております。

そうしたいろいろなことがあった2年2カ月でございましたが、申し上げましたように、所信表明と施政方針のことについて少し触れさせていただきたいと思っておりますけど、まさに約束できないことは言うべきでもないし、表明をするわけでもないわけでございます。ですから、先ほど申し上げたような想定外のことはたくさん起こりましたが、そういう中であっても約束したこと、できるだけことはしっかりやっという思いの中で今執行しているところでございませ

て、大きい事柄だけ申し上げたいと思いますけれども、まず1つは公民館のあり方の問題です。

これも何十年も続けてきた制度を、大きい石をごろっと動かそうとしているわけですから、大変なやっばり労力、時間がかかると思います。今やっとな担当職員が汗をかいていただいて素案ができました。公民館エリア、意見交換もさせていただきましたので、これからその意見を拝聴させていただいたものを整理させていただいて成案をし、そして令和2年度から予算もつけながらことを進めていきたいと思っていますところでは。

それから、もう1つは公共交通のことでございます。これも、これまである交通体系を動かしていこう、変えていこうということで使い勝手のいい内容にしたいということで、網形成計画の策定をしているということ。

それから、吉賀高等学校の支援のこともございます。これは兼ねてからのことでございまして、官民挙げた支援協議会をつくりたいということで、これの設立をさせていただいたということ、さらには下宿制度も、今は実のところは動いておりませんが、そうした事案のときには対応できるように制度化をさせていただいたところでは。

新しい課題といたしましては、やはり多文化共生、外国人の方が非常に多くなったということです。ああしてポケトークの無償貸し付けと、もう一つはごみ出しのガイドブックなんかを原課のほうでつくっていただいて大変企業さんにも喜んでいただいていますけど、こういう状況はまだまだ続くことが想定されますから、企業にとっては貴重な従業員であり、吉賀町にとってはこれは間違いのない町民お一人一人でございますから、ここへの生活支援なりをしっかりとやっていきたいと思っております。

あとは、これまで全員協議会でも説明させていただきました地域商社のことでございますが、どうか今全体のスキームができました。来年の6月ぐらいには補正予算で幾らかの予算のお願いもさせていただこうかと思っておるところでございます。

それから、小水力発電所のことも大きな課題でございましたが、これも大規模改修を済ませまして、今安定稼働ということで、これはまさに吉賀町の少子化対策の財源を生むところですから一番元気な施設でございますので、これをやはり後世に伝えていく、そうしたことをやっばりやっていかなければならないと思います。

それから、あともう一つ大きな問題は、問題といいますか、お約束をしたのは、益田岩国道路でございます。これももともと合併前の六日市町時代にかつての七五三町長の時代でございましたが、せつかく岩国市とできておった期成同盟会がある事情で解散をされたと、現在に至っておりますわけでございますけど、これはやはり今益田と岩国、空港があつたり、それから国道があつたり、川があつたりということで、いろいろなことで共通点があるわけでございますから、この益田岩国道路をどうか実現をさせていただきたいということで、今吉賀町のほうが音頭取りにな

って津和野町と益田市のほうへ働きかけをさせていただいて、副町長、副市長、さらに担当職員とで勉強会をさせていただいて、幾らか外へ向けて発信ができるような状況になりました。道路をやっぱりつくるというのは非常な労力が要るわけですので、これからまだまだこれは時間がかかる問題でございますけど、精一杯できる限りのことは取り組んでいきたいということでございます。

まだまだ足らずがあるかと思いますが、現段階でコミットメントできるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 緊急性をもって、重要性をもって事業を選択してやるということと、先ほど山内町長のことがありましたが、もちろん住民を挙げて職員も初め、そういうことをして、町民を挙げて改革をしたということは私も承知をしておりますけれども、そういう風潮になるということは、それだけ町を愛して、どうかしなくちゃいけないという者が一体となるからこそのことだと思うんですよ。問題はそこが一番大事なことだろうと私は思います。お金の云々ももちろんなんですけども、そういうことを持ってやるということが大事だということ。

それと、やはり何かをそういう気概を持ってやらなくちゃいけないと思います。ということは、施政方針にコミットメントできるのかということになりましたら、町長がいろんな不測の事態がこれこれ起きた、そんなことは当たり前なんです。人が生きていく上には不測の事態というのは、これとこれとは決まりませんが、絶対に起き得る、想定できることなんです。よその真備町みたいな、あんな莫大な浸水被害が出たとか何とかありませんが、今言われておるのはわかりませんが南海トラフというような問題が想定、30年以内には来るだろうと、それがここまで及ぶかどうかはわかりませんが、幸いにしてここは台風も8年ぐらいは大きいことが来て建物被害等は出ておりませんが、そうやって余り被害がないところで安心な町というだけのことなんですけれども、それでは他方ではどうかと言いますと、やはり今の3次計画を見ましても、例えば町の財政の施設のことを言っているわけなんですけれども、公共施設の総合管理計画というようなものは既にもう策定してあると思います。

そのことによって実態的に個別の施設の計画の実態とか維持管理、更新時に係る対策費用といえますか、そういうことを優先順位とか内容とか実施時期とか、そういうふうなことをしながら、固定資産税台帳もつくってあると思いますので、過去に必要としたものが評価額が一体どのくらいになっているのかとか、耐久年数が過ぎているからどうしなくちゃいけないとかいうものをきちんと把握できているんだと思うんですけども、そういった無駄なといえますか、考えようによっては風水被害によって、そこを通行する人に迷惑をかけるとかっていうことになると管理者責任が出てきますので、そういったものを一目瞭然なものをつくって、これはもう不要なも

のだからこうしようとか、ほかにもっと再利用するためにはこうしよう、あるいは売却しようとか、売却しようにもなかなか国の補助予算がついてくると難しいということもあるかと思いますが、そういった適正規模がどうなのかということの中で、無駄な資産が多いことは将来の財政の負担になるという考え方なんですよ、私は。そういったところをやはりきちんと洗い出しをして、まず適正規模に合わせてしなくちゃいけないということを、まず1点聞きます。

それと、そういうふうやってコスト計算とか正確な数字で議論をしなくてはいけないと思いますから、その上に立って躊躇なく英断することが必要だと思います。それは人口の動態、数値をもって、まず職員の適正規模を検討する必要があるんじゃないかと思います。

それと先ほど言いました倒壊危険性のある未使用な危険物の撤去をするとか、することによって土地とか何とかなの流動化が起きて活性化がするということがあります。

それと営利を伴う公共施設です。例えばゆ・ら・らであったりとか、いろいろあると思うんですが、本当に努力することによって、もっともっと生産性が上げられるとかいうふうな施設が、水源会館もそうですし、あっちのはどの湯もそうなんですけれども、それを切り離してできない面々もあるかと思いますが、場合によったら売却、あるいは町内の業者さんですから無償で私は譲渡してあげてもいいんじゃないかと思います。そのことを運営することによって、いろんなお客さんがどんどん来てくれて集客ができる、そういうことによってお金を上げていただいて、ここに税金、その他が落ちるとい仕組みをつくることは非常に大事なことはないかと思っておりますので、その辺をぜひ費用対効果を含めて検討してほしいと思います。

それと、本町も例外なく超高齢化になっていくわけなんです。そうすると、我々団塊の世代というのが2025年にはどっといくわけなんですけれども、現在、厚生労働省が65歳以上の在職者年金、老齢年金制度の現行が47万円なんですけれども、それを51万円の枠に広げようというふうな見直し案、これ決定したわけではないと思いますが、そういうふうにして枠を緩和して、高齢者が働く意欲を促進しようということなんです、それは日本全体で言えば、都会地に行けば職場が何ぼでもあるかと思いますが、こちらでいいますと、シルバー人材センターに登録して草刈りであったりとか、そういうぐらいのところしかないから、こういうものがせつかく枠を何ぼ広げてもらっても、就労の場がないということなんです。

そういうことも考えると、当町には65歳以上の方が2,760名ぐらいおられます。そういったところで、なかなか町民の若い子でもそうなんですけれども、可処分所得というのが上がらないことにはここでなかなか生活も苦しい、そうすると税金も納めない。

先ほどの話もありましたが、49%も交付税をいただいているですよ。5億7,000万円何がしあるお金を、町民がからいただく税金が、全額もらってもそれだけしかないんですよ。それが8,000万円何ぼ、滞納金がありますよね。なぜ、そういう現象が起きるかということを町

は考えにやいけんと思うんですよ。

ただ、ずるいとか、払えんとかじゃないんです。払いたくなるような仕組みをつくらないからだと、私は思うんですよ。当然、義務があるわけですから、国民の。そういうことになると、何度も何度も言いますが、賦課するべき者に賦課されているわけなんですから、そういうところが納得いって払っていただけるような仕組みになっていないからだというふうに思います。

これが適切な表現かどうかはわかりませんが、我々みたいな高齢者になりますと、今、子育ての話をするんですが、本当、私も、少子高齢化ですから、子育て支援が決して100%悪いと言っているわけじゃないんです。ただ、平等にといいますか、所得制限も何もなく一律に手当をするということは、今、我々年代になっている子育てをした当時は、みんな子どものために一生懸命働いて、税金も払いましたし、子育てにそうやってきました。

そういうのが、今のやり方でいきますと、子どもも感じる子は、余り働かなくても学校も行けるし、食べられるし、医療費も要らんのだなという、ある意味では悪い教育になる。親からすれば、子育て放棄、大げさな話なんですけども、そういったところで、町長は私のコミットメントだからやめませんよとは言われますが、これだけ財政が厳しくなってくると、そもいかにないんじゃないかなという懸念をするわけなんですけど、そのあたりは、町長、いかがお考えなんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 順を追ってお答えをしたいと思います。

私が先ほど答弁をさせていただいたところですが、覚悟を持ってというのは、本当に今お話がありましたように、気概を持って事に当たらなければならないということだろうと思います。これは、常に日ごろから心がけていかなければならない部分だろうと思います。

それから、不測の事態があったということで、何例か申し上げました。これは決して私の言いわけではございません。そのように聞いていただいたことはないと思いますけど、それは決して言いわけではなくて、そうした中であつても町民の皆さんがしっかりサポートしていただいて現在に至っていると、つなぐべきものはつないでいただいているということで、御紹介をさせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

いろいろなお話の中で、特に公共施設の管理計画のお話があったんですけど、これはこれまでの議会の中でも何回もお答えをさせていただいておりますように、国のほうからは令和2年度末までに個別計画をつくりなさいとは言いながら、いまだかつてそのものがないわけです。

我々といたしましては、それを待っている時間が本当惜しいわけですから、原課、総務課のほうで所管しておりますが、事務方のほうはフォーマットをつくったり、それから目合わせをしながら、これからそのことを進めていこうということで、今、頑張っているところです。

どうした形で仕上がってくるかは、現段階では公表はできないような状況でございますが、決して事務をおろそかにしているということではなくて、公共施設のあり方を役場全体で今考えているところでございますので、少し時間をいただかなければならないなというふうに思っております。

そういうことも含めて、適正規模な自治体運営をなさいということで、幾らか御提案がございました。1つは職員の適正規模が幾らなのかということであったり、それから土地・建物の流動化の問題であったり、それから生産性を上げる施設を残していかなければならない、これは施設のしっかり精査をなさいということで、これが先ほど申し上げました個別管理計画、個別計画のことだろうと思います。そうしたことも想定しながら、これから事務方のほうで整理をしていただくものだろうというふうに思っています。

年金制度のお話がありました。具体のところは、きょう申し上げるような時間もございませんので言及いたしませんけど、いずれにしても高齢化率が非常に吉賀町も高く、先ほどは2,760人という65歳以上の方がいらっしゃるという御紹介もさせていただきましたが、65歳以上、高齢者とは言いながら皆さんお元気ですから、80代前半、90代になっても本当お元気で、特にことしは100歳になる方が11人いらっしゃるんです、吉賀町では。

お祝いの品を言づけさせていただきましたが、特にことし特徴的であったのは、去年は5人だったんですけど、ほとんどの方が入院と入所でした、施設への。ことしの11人は、ほとんどの方が在宅なんです。お元気なんです。

ですから、そうした方も含めてですけど、高齢化率が高いとは言いながら、元気な方がたくさんいらっしゃる。そこを、シルバー人材センターのお話もございましたが、そうした方が第二の人生で、まだまだ稼げるようなことをしかけていかなければならないというのが、これは行政の責務ではないかというふうに思っております。

未収金のお話がありました。これは以前から9番議員には御指摘をいただいておりますのでございまして、まさに今、吉賀町役場、横断的に役場全体でその対策に当たっているということでございまして、職員のほうは令和2年度の予算編成に着手をしたところでございます。

その中で、事前に副町長をトップに説明会もさせていただきながら、今、その事務に当たっているところでございますが、その中で収入の大きな柱として、町税収入、それから税負担の公平性等の確保のために、未収金対策に積極的に取り組むというようなことも大きく御旗を上げさせていただいて、その対策を今から一步も二歩も進めていかなければならない。

そういたしませんと、本当に納税の義務を果たしていただいております方に対しての説明ができないわけでございますから、以前から御指摘いただいていることをしっかり受けとめて、これからも対応させていただきたいと思っております。

最後に、子育て支援のことがございました。これは一貫して申し上げておりますように、経済的な一律の支援をさせていただきたいということでございますので、当然これは財源が必要になります。七千数百万円の財源が必要でございますので、そこについてはその確保ができるように、先ほどの未収金対策も含めて財源確保をしながら、その施策は進めていきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長も固執して、財源を確保して子育て支援をするということ。

それはそれとして、中期財政計画の中で普通建設事業費というのが大幅に、個別事業の積み上げを基本としているが、厳しい財政を考慮して、大幅に減少するというようなことが書いてあるんですけども、今、地域経済を見ましても、土建屋さんも余り地元で事業をしておられるところが少なく、津和野であったり益田であったりとか、岩国に山陽方向に出ているというような格好なんですけど、それは幸いにして、津和野みたいにそれは済みましたが、激甚を受けるような災害がなかったということもありますけども、今後、だんだんに減っていくのではないかなということと、昔と比べたら事業数も少なくなっておりますけども、製造業にしてもどこにしても、今、本当厳しい経済・景気情勢といいますか、なっている中で、吉賀町は中小企業の小規模企業振興基本条例というものを29年度につくっていますよね。

これも何度か私も言いましたけども、商工会のほうもこれは何度も町のほうへお願いに町長のほうへ来ているということなんですけども、例えば大きい工事発注がありますと、ここの建築業者さんであったり、土建屋さんであったりするものが、要綱というものでしょうか、そういうものが入札制限の要綱というのをくくりをつくって、地元の業者が入りにくくしているということなんですよ。

ということは、規制緩和といいますか、今どき特区とかいろいろ言われている地方分権の中で、すぐ町長も何でも県に準じておりますからというような言いわけをされるんですが、言いわけと言ったら語弊があるかもしれませんが、私らは厳正に県に準じて入札制度を設けて要綱をつくって、あなたは入れるが、こっちも入る、これとこれがジョイントすればいいですよというような格好でやっているかもしれませんが、私が言いたいのは、囲い込みをせえと言ったら問題があるかもしれませんが、そんなに数がない、量的には少ない、金額的にはあっても、これだけの土建業者さんが生活維持をしていくのには、雇用を守る、地域経済を守るという観点からいっても、入札制度は県に準じるばかりでなくして、地域性を生かして、吉賀町バージョンというものを策定、創出して、地域の業者を守るということが、例えば冬が来て大雪が降ったときに誰が来るんですか、よそのほうからこんなことをしに来ませんよ。

皆さんがお買い物に出る、病院に行くといっても、ヘリコプターが飛んでくるといっても来れ

ません。やはり地元でそういう専用の業者さんにやっていただかなくてはなりませんし、そういうことからいっても、1つだけ、そういう条例をつくっておきながら、吉賀町を排除したような、このたびの中学校もそうですよ。これは建築ですが、朝倉公民館、町長は公民館を核にしてまちづくりをするということで、大変結構ですよ。

だけど、賛否両論あるわけですよ。それじゃ、中央公民館なんかは間借りをしてやっている。ここが一番人間が多いのにどうなにかと、朝倉みたいと言っちゃいけません、そんなに巨大なものをつくって、人口減少の中でどうなにかというような意見が賛否両論あるわけですよ。

だから、私の施政方針にコミットメントしておりますということですけども、お言葉ですが、返すようですが、地域に合った、実情に合ったものをしなくてはだめだということが1つと、今言う、条例をせっかくつくっているにもかかわらず、吉賀町の業者さんが苦しみあえいでいるという現状を打開せにゃいけませんから、そのためにはわしが吉賀町長として、ひとつ吉賀町バージョンをこうするんじゃないというような意気込みは持ちませんかということをお尋ねします。

それと、第4次財政計画というのを健全化計画の中で、非常にいいことが書いてあるんですよ、24ページに。「自立し、持続可能で、透明な財政運営を目指して」ということで、自立して、持続可能な財政運営を目指すと、これは今後の計画ですよ。それに、次のページでは、自主財源の確保というのがあるんですよ。そして、これはクラウドファンディングとか活用して、お金を稼ぐ。クラウドファンディングというのは、何かの趣旨・目的を持ってやるんじゃないかな、クラウドファンディングというのがありますが、賛同しません。

それと、企業と協働した施策を推進するため、企業版ふるさと納税の活用を図る、あるいはふるさと納税制度をもっと拡大するというのはいいと思うんですよ。だけど、それをしたら、2,000円とか何ぼの所得税控除だけでなく、どこの町村も市も見ても、大阪府なんか泉佐野市なんか300億円でしたか、それは違反というか、違反性までしてやっているという例外的話ですけども、返礼品があるから、要するに特に女性なんかは余り縁ゆかりがないところへしますと、多少お米やらネギになるとか、できれば肉のほうがいいとか、いろいろあると思うんですよ。

その辺をどういうふうにつなげていくのかなと、ここへ書くのは物すごく簡単だと思うんですよ。今度、確保するためには、これこれをやると。では、事実が伴わないことを、裏づけがないことを、どうして自主財源を高めていくのかということが私は聞きたいんですよ。

それがどうなっていくのかな、町長は恐らく地域商社、そういうことでこうやるんですということだろうと思いますが、私が先走ることはありませんので、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、中期財政計画の中の普通建設事業のお話がありました。一番最新の中財は、29年度実績の30年度実績、いわゆる決算見込みを前提にしておりますので、データの古いので、これはまた年が明けて、新しいもので説明をする機会が来るかと思いますが、手持ちの現行のところで申し上げますと、普通建設事業、今、1年間でおおむね11億円から12億円、13億円ぐらいの普通建設事業なんですが、手持ちの普通建設事業のデータを積み上げていくと、そうは言いながら、やはり10年後ぐらいには10億円を大きく割り込んで半減ぐらい、事業規模です、になります。

ただ、普通建設事業というのは、財源の裏づけもたくさんあるわけですから、そこら辺は状況を見ながら、投資をするときに確たる財源を使ってやるという有効な手段もありますから、これは一律に金額だけでとやかく言えるものじゃないと思うんですが、事業規模で言うと、そのぐらいに落ちてくるということは、今、推計上は出ております。

そうしたハード事業をやっていただくのは、業者の方です。先ほどもお話がございましたが、ただ単に普通建設事業だけということだけでなく、業者の方の果たす役割というのは、災害のときであったり、それから除雪のときであったり、本当に生活の基盤を支えていただく業種でございます。

ですから、地域を支える仕組み、それから社会を支える仕組みとしても、町内の企業の方はしっかり守っていかなければならない、育成をしていかなければならないというのも、行政に課せられた大きな責務だというふうに思っております。

そうした中で、特に商工を中心とした、お話のあった中小企業の部分の条例のお話でございますが、これは以前にもお話がありましたけど、今回、吉賀町が持っている条例は具体的なものがないんですよ、あれは。具体のものが、条例の中にですよ。ですから、それを実行に移そうと思えば、条例をいかに進めていくかという施行規則であったり要綱であったり、そうしたものが必要だということなんです。まだ、そこに至っていないんです、残念ながら。

これは、以前も御指摘をいただいたので、担当課長も聞いておりますから、そのように取り組む準備は当然あると思いますけど、まだそこができ切れていないんだと思っております。

それから、入札のお話でありましたけど、我々といたしましては、どの工事、入札指名審査会をするときには、当然まず工事の内容等は全体で情報共有しますが、これが町内の業者の方の発注ができるかどうか、一番考えるのはそこなんです。

ですから、町内の業者のところで発注できるものにつきましては、当然そのようにさせていただきますし、仮に大きい事業であってもどうにかして分割をやるとか、以前もありましたけど、そうした方法で、町内の企業の方に受注の機会を確保するためにどうした方法があるかということ、毎月1回行います入札指名審査会の中では、どの構成員も頭に置いて対応しているという

ところは御理解をいただきたいと思います。

どうしても町内の企業では、資格とか、それから工事実績等で、かなわない部分が当然あるわけでございますので、それはやむなく町外、県外、あるいは中国管内とか、だんだん裾野を広げてやっていかなければならないという事情があるところは御理解をいただきたいと思います。

いろいろお話をいただきましたけど、適切な行政執行に当然努めていかなければならないと思います。吉賀町ならではのことはなさというお話でございますが、吉賀町ならではといいですか、吉賀町以外のところではなかなか取り組んでいないことを今まさにやろうとしているということで、1つはそれが公民館のことであつたり、地域交通のことであつたり、まだまだスキームの話ですけど、地域商社であつたり、そうしたことで今取り組もうとしているわけでございます。

あす、説明することになりますけど、第4次の行政改革、財政の健全化計画の中でも、先ほど本文の御紹介もございましたけど、新たな財源を生むということで、1つの方法としてクラウドファンディングであつたり、ほかの議員のほうからはガバメントクラウドファンディング、そうしたことも取り組んでみてはというようなお話もありましたし、それからきょう、ほかの議員のところではふるさと納税の話もさせていただきました。

今、想定している地域商社の中で、そうしたことが幾らかできれば当然やっていくわけでございますが、それが組織の中でうまくやっていけないということであれば、別の手法を考えて新しい財源を生んでいきませんと、地方交付税はだんだんしぼんでいく、片や普通建設事業とか、歳出の部分はどんどん膨らんでいくということですから、行政執行がままならないという状況になるわけでありますから、そうならないためにも新しい財源をいろいろ工夫をしながら、対策を講じていきたいと思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長も我々もなんですけど、この町をすばらしい、住んでよかった町にしようという思いは一緒なんですけども、やり方を誤ると、とんでもない方向に行くというケースもございます。

なぜ、私が財政、財政ということに気にするかと言いますと、ことしの一般会計の当初予算、そんなに大したことじゃないじゃないですかと町長がそんなことを言われていてというふうなこともありましたけど、この中身を見ていてもおおむね71億円の全体のもんで民生費っっちゃうんが突出して大きいんです。これがどんどん肥大していくと思うんです。ということは、町に高齢者で、民生費がどんどんふえる、稼ぐ力はなくなるとしたら本当どうなっていくんかなって、私は生まれが貧乏性でございますから、貧乏なことばかり考えるんですが、そういうふうな悲観的になってしまうわけなんですけども、そういったところで家庭でも会社でも町も一緒なんです。

そうすると稼ぐ町、稼げる町というのをやらんと、ということは町民が稼ぐようなお金になるようなことをせんにゃいけないのです。しなくちゃいけないということになれば、今、外貨を稼ぐ期待ができるというのは当面ふるさと納税だと思んですが、返礼品がないからあれなんです、地域商社、それはやはり産業課も一生懸命、課長を初めやっておられるんですが、なかなか町がこれとこれとこれをという主体性を持たないで、悪いことを言うと丸投げのようなことでこの前、丹後王国の方が来ておられましたが、そういう自分たちの主体性を持たずに多額の予算を丸投げでするというのがどうなのかなというのが一つと、何かあれから何日かまた日にちが経ったんですが、あるいはちょっとしたシミュレーションみたいなものができておったんですが、それじゃ、これを発掘したからこれを量産しましょうというようなことができているのかどうかということがあると思うんですが、皆さんもテレビを見られたと思うんですが、シマヤだしの素という会社があるんです。その社長が、それは商社でも会社です、シマヤだしの素、その社長が製造することが1番、販売は2番ということをおっしゃっていただきましたが、とにかくいいものをつくれれば放っておいても売れるんだということをおっしゃっていただきました。だから、うちはもう試行錯誤を何回も失敗してでき上がったのが、シマヤだしの素、顆粒状のというような話をしていただきましたが、そういうことなんです。やっぱり他社に負けない、他地域と差別化が図れるぐらいのやっぱりいいもの、ここしかできない、私はラッキョウはいいと思うんですが、本当に小粒でびりっとしてなかなかいいなと思うんですが、ことしの結果でも見ますと生産者がちょっとあれしたというような感じがありますけれども、その辺でもやはり本当に稼いで町民の皆様にも稼いでいただく、生産者も稼いでいただく、そうすることが町に還流してくるという仕組みはつくらないと、今からは特に補助、起債によって事業をやっておいたら本当に大変なことが起きると思います。有利な起債であつたりとかいうことでキックバックはあるものはいいとしても、それであっても、じゃあ要らない不要なものを整理してからやるんでないと、新しいものをどんどんつくる、古いものはどんどん残っていくではいけないので、その辺のところは徹底して庁舎内でそういうチームができておると思いますから、まずはどこからどれを年内に着手して、次年度はどこどこどこをこういうふうにすると、要らないものは売る、あげる、つぶすというような格好のものをぜひともつくり上げてほしいと思いますが、その辺のところはどうでしょうか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 決算の状況の中でやはりその福祉に関係する部分が非常に多いというお話でございました。これはまさに財政推計にもありますように、どうしても義務的経費のところが膨らんで経常収支比率が高くなって、俗にいう財政が硬直化しているという、まさにそのあらわれなんですけど、ということは財政に融通が利かないということですから、そうしたことが幾

らかでも緩和できるような財政執行にやっぱり努めていかなければならないということだろうと思います。

地域商社のことで丸投げというようなお話もございました。決してそうではございませんで、丹後王国から今来ていただいております社員の方と一緒に今準備室のほうでそれを一生懸命頑張っているところでございます。

先般は、全員協議会で全体のスキームということでお話しをさせていただきました。今度説明をする機会のときには、幾らかそのアクションプランなんかも将来推計もさせていただいて、吉賀町としてどれぐらいの財源が要るんだというお話もさせていただく準備をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

これに限らず、次は何をする、次は何をするということで、先を先をとということだろうと思います。なるべく早い段階で、地域商社もそうでございますが、新しい財源の部分も含めてお示しができるように、これは担当する産業課だけでなくして、全庁的なお話になりますので、また来年度当初予算の段階でお示しできるところはしっかり開示をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、2点目に移りたいんですけども。

女性職員の管理職についてということでお尋ねなんですけども、女性の職員が所管によってはこうして議会のほうとかいろいろ上がられて説明要員といいますか、上がられるわけなんですけども、現在1人いらっしゃいますのも大変いい声で決算のときに読んでいただければ非常にわかりやすい発言力があるというふうに、わかりやすい説明で本当に好感が持てるというふうに私は思っております。

女性の活躍社会、管理職の比率をぜひ検討してほしいというお願いでございますが、令和2年の当初の3月に向けて、その辺のところをぜひ実行していただきたい。といいますのが、国のほうでも30%というようなこともありますけども、吉賀町も30%ではありませんでしたが、岩本町長も記憶があると思うんですけども、七五三町長のときに女性が2人上がっておられました。非常によかったなと私は思っております。

その辺で、やはり女性はお酒を飲む人のことを出しちゃいけません、女性もお酒を飲みますが、女性というのは物すごくそういう意味では限度、節度を心得ておりますから、本当にそういう失敗とかアルコールのということもございませんし、そういう中で非常に能力のある方がいっぱいおられますので、ぜひ本人が嫌がるケースもあるかもしれませんが、そこを町長の甘い言葉ではいけません、ぜひ女性の活躍の時代だからということでぜひ登用のほうを考えていただきたい、採用していただきたいということを私の切なる意見でございます。お願いしちゃいけ

ませんから意見ですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目でございます。

女性職員の管理職についてということで、現在、女性職員の管理職が1名おりますが、大変お褒めのことばをいただきましてありがとうございます。

平成30年の2月に策定いたしました第2次吉賀町男女共同参画計画がございますが、30年度から令和4年度までの5年間の方針を明らかにしたものでございます。

国におきましても、平成28年に女性活躍推進法という法律が策定をされておりまして、その中に位置づけて推進計画を吉賀町でも策定をしているということでございます。

吉賀町の数値目標を申し上げますと、策定当時、管理職に占める女性比率は10%であったものを、令和4年度、ですから計画年度の最終年度には30%に持って行こうということでございます。それに向けて今取り組んでいるところでございます。

女性の管理職が今1名おりますし、また全員協議会的时候には原課の担当の女性職員がこちらのほうに上がって自席から説明をさせていただきますが、先ほどありましたように大変はきはきして、はっきりした口調で説明をさせていただいているというようなお褒めの言葉もいただきました。

これは管理職ということになりますと、じゃあ勢い、令和4年度で30%なので、端的に言って特別職以外は10人ですから3人ということになります。じゃあ即刻それが可能かということ、これはまた別な視点が必要でございます。当然、管理職ということになりますと、これは男女を問わず適材適所ということが当然第一義的には先行して考えなければならぬわけでございますから、目標は目標として掲げて、これに近づくような努力はさせていただきますが、まさに適材適所で対応させていただく。

御意見の中で来年度の当初のところでぜひということもございましたが、今年度末には退職を迎える管理職もおるわけでございますから、全体的な新しい採用する、それから組織等も考えながら、結果的にその目標数値に近づけるような努力は日々してまいりたいということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長の適正な判断を期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時53分休憩

.....

午後 3 時 02 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6 番目の通告者、11 番、藤升議員の発言を許します。11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行いたいと思います。

まず、初めに消防団制服整備に係る管理者の見解はということで、お聞きをいたします。

先ほどの質問の中でも、吉賀町の財政の問題についても、大変心配をする質問がされていたと思います。そういうものに絡んでの質問であります。

消防団で着用する服は、通常の火災出動、訓練等の時に着る活動服のほかに、副分団長以上の階級となる団員が、出初め式の時だけに着る制服があります。この制服は、分遣所に予備として置いてあり、新たに副分団長以上の階級になった団員の体格に合うものがあれば、その制服が貸与されますが、体に合わず制服が小さいときは、新たに購入することになります。

ことしになって、私の所属する第 4 分団朝倉の消防団は、分団長、そして副団長に制服の必要のなかった私と、もう一人の団員がそれぞれ就任しました。2 人とも分遣所に保管してある制服では小さく、消防団の分団長が出席する幹部会で、出初め式には制服を着るよう、消防団長から求められていますが、1 年に一度しか着ることがなく 1 着当たり 3 万円もする制服が本当に必要と考えるか、消防団の管理者である町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の 1 点目、消防団制服整備に係る管理者の見解はということで、お答えをしたいと思います。

消防団の行事等につきましては、消防団の機関会議において協議されまして、実施されてきたものと認識しております。消防団員の服装、装備品等についても同様でございます。消防団からの要望にお応えできるように予算計上をして来ておるところです。

御質問の件につきましては、総務課担当から消防団本部会及び幹部会において議論がございまして、結果として現状の方法を維持するという結論になったとの報告を受けているところでございます。私といたしましては、消防管理者としての立場でございますが、消防団が機関会議において決定した内容を尊重していきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 11 番、藤升議員。

○議員（11 番 藤升 正夫君） 機関会議で決められたということですけども、私が消防団の幹部会に出て、そこは議決をするような機関でないというふうに、私は感じております。消防団長が言ったことに対し、私は、それは納得できないということは述べても、じゃあ、ほかの分団長はどう考えているのか、そういうところを推しはかることはなかなか難しいところがあります。

そのような中で、ある分団長は、1 年に一回しか着ない制服をクリーニングに出し、大事にし

まっておかなければならないと現状を述べておられました。また、ほかの分団長は、やっぱり1年に一度であっても、きちっと制服を着てやるべきだという分団長もおられるというのは事実です。

そして、先ほど来の質問の中で最初に言いましたが、吉賀町の財政の問題になりますが、平成30年度の中期財政計画、先ほども既に町長の答弁にもあった部分でもありますが、地方交付税等の減少を補うために、2017年には330億円あった基金が毎年取り崩され、2028年、令和10年にはほとんど底をつく、先ほど言われたのは枯渇をするということで、町長の答弁がありました。このような財政推計が出されている中で、住民の福祉の増進を図ることに直接、影響しないと考えられる支出を減らさなければならぬと私は考えます。

ですから、わずか100円、200円のことでも、それを減らさないかということ、これまでも私は監査の仕事を通じて述べてもきていますが、本当に使わなければならぬところ、取捨選択という言葉が先ほどもありましたが、そういう選択もあってよいと考えますが、改めて町長の考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 基金の御紹介もございましたが、多分、1桁違った金額ではなかったかと思いますが、いずれにしても厳しい状況には変わりはありません。先刻、ほかの議員の一般質問でお答えをしたとおり、本当に厳しい状況には変わりはありません。そのことは繰り返して申し上げておきたいと思います。

それから、当然、その人数の分だけ制服がいる、先ほどの通告の中では、お一人当たり3万円というお話でございましたから、その人数分はいると、こういうことになるわけでございまして、確かに財政に影響を与えるところは間違いございません。

ただ、平成17年に合併をいたしました。当然、旧柿木村消防団と旧六日市消防団が一緒になって吉賀町消防団、現在の姿になったわけでございますが、幹部の人数で申し上げますと、当時、副分団長それぞれ2名おられたところが、現行では恐らく1名になったということで、人員の削減、総体ではなくて幹部の方の人数も幾らか削減をする中で、全体として経費の削減に努めているというところは、御理解をいただきたいと思っております。

そうしながら、まだまだ財政的なところへ支障を与えないようなことは考えていかなければならないということでございます。私、10月23日の幹部会の会議録も、担当のほうからもいただいておりますけど、その中では、私、先ほど答弁させていただいたように、制服については、団長、副団長、分団長、副分団長に制服を貸与するということを確認をしたということで、報告を受けておりますので、幹部会のほうの結論を尊重させていただきたいということを申し上げたところでございます。

それから、やはりもう一つは、吉賀町の規則の中にもありますが、そもそもの、いわゆる自治体消防、消防団の装備の基準というのが、これは総務省消防庁の告示にあるわけでございまして、改めて見てみますと、「消防団は全部の消防団員の数に相当する数の制服、夏服、活動服を配備するものとする」とこういうふうになっております。ただ、夏服につきましては、「地域の気候条件により配備する必要がない消防団においては、この限りではない」ということですから、そういたしますと結果的には、消防団の方には、団員の方には制服、そして活動服を貸与あるいは支給しなければならないと、こういうつくりになるんだろうと思います。

これが、総務省消防庁の告示が大もとにございまして、吉賀町ではどういうふうなことになっているかと言いますと、吉賀町の消防団、吉賀町消防団規則というのがありまして、その中へ、当然、服制の規定があるわけでございます。これには、消防団員の制服、訓練、いわゆる服制ですね、「服制訓練及び礼式については国家消防庁の定める基準に準ずる。」とこういうふうになっています。

ですから、それを適用するということになりますと、全ての団員に制服と活動服をとということになるわけですが、準用する、準ずるということになりますと、先ほど紹介させていただいた消防庁の告示を、幾らか地域の勘案をさせていただいて、適用するということが妥当だということで、そういう流れの中もあって、現在のような形にやっばり至っているのかなというのを、先日、通告を受けた中で勉強をしながら感じたところでもございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 基金の残高の部分については、先ほど330億円と間違えて、33億円でありますので、訂正させていただきたいと思います。最終の年度のほうでも、一番多い時で5億円ほどの基金の取り崩しですから、数字が合わないというのに気がつきませんでした。

そして、今、町長が答弁されました中で、服制の規則、その中で国家消防庁ということも言われましたが、国家消防庁というのは、現在、日本には存在をしないというところですから、その点は注意をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、消防の出動の体制の問題でお聞きをいたします。

10月23日、先ほど町長からもありました消防団の幹部会でございます。この時に、火災発生時の出動体制を変更する案が提案されました。旧六日市町の消防団の体制は、本部分団を除いて、蔵木、六日市、朝倉、七日市にそれぞれ分団があり、その下に部があります。それぞれの部には、ポンプ車あるいは小型ポンプを積載する車を持ち、火災発生の際情報を得て出動をしています。

旧六日市町で火災が発生した場合、これまでは、これまでの建物火災ですが、発生したとき第

一出動は、火災発生地区の分団と隣り合わせの地区までであったものを、これを第一出動として旧六日市町全ての分団が第一出動の対象として出動するというものでした。そこで、以前にそれまでの方式というか、発生場所の分団と接する部というふうに、一度変えておるんですけども、その際の理由と誰の指示があったか、この点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは出動体制のことにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

この出動体制の変更につきましても、同様に先ほど申しあげました幹部会での結論の報告を受けているところでございます。現在の出動体制につきましては、合併前の旧六日市町、旧柿木村の方式を合併の協議によりまして、そのまま引き継いでいるというふうに承知をしているところでございます。

この出動体制について、消防団及び消防分遣所において議論がなされまして、一部変更することとでございます。なお、現在の旧六日市町の方式になった際の理由、第一出動で幹部本部1の1、2の1、それから火災現場にある分団とそれに隣接する部、特に、隣接する部のところで言いますと、やっぱり応援が必要だろうという認識の中で、そうしたことになったのかなと思っております。

そうした形で、旧六日市町の方式になった際の理由、それから、誰の指示であったか、こうしたことについてのお問い合わせでございますが、今回の先ほどの服制のことと同じでございますが、同様の流れの中、要するに消防団の幹部会などで機関会議を経て、決められてきたものと認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私は、確認は一切しておりませんが、感じとしては、当時の財政緊縮という流れの中で行われたものであるというふうな思いをして、これまでの体制になったというふうに思っております。正確なところが町長のところで分からないというように感じました。最終的には幹部会で決められる、それは当然のことではありますが、その前段の部分が、あって当たり前だっただろうということですので、だろうの話はしたくないので、これ以上の質問は繰り返しません。

それでは、次の質問に移りますが、防災行政無線と携帯通信網を活用し、被災者を出さない取り組みをとということで、前回も防災行政無線の関係で質問をさせていただいております。

今回は、既に防災行政無線を同報系でやるということが決まって、その流れの中で動いているということですので、その上に立っての質問であります。

災害対策基本法の改正に伴いまして、平成27年から高齢者、介護を受けている方、障がい

持つ方、妊産婦、乳幼児のいる家庭及び共働き家庭の児童、日本語が不自由なために避難指示などが十分伝わらない外国人など、災害時において、特に、配慮を要する人を、要配慮者とし、そのうち災害などが発生、または発生する恐れのある場合に、みずから避難することが困難であったり、避難するのに支援を要する方を「避難行動要支援者」という名称とすることになりました。

災害時には、こうした人たちの被害が多くなるため、地域でその避難を支援していくことが必要だと言われています。そこで、災害や避難に関係する情報が、高齢の方や障がいを持つ方などに正確に伝わるのが、危険を避ける最初の条件になると考えます。

これから整備をしようとしている防災行政無線では、希望する家に設置された戸別受信機では大雨の時など、電波の受信状態が悪くなり聞き取りにくくなる場合があります。さらに、受信機から離れた部屋では、放送があったことの確認も難しくなります。屋外拡声器から流れる放送についても、スピーカーの機能がよくなっても、雨の音で打ち消されることに変わりはありません。

携帯通信網を使った防災情報の伝達の説明の中にあつたタブレットという通信機器は、料理をするときは台所へ、寝るときは寝室へと持ち運びが簡単で、受信すると音声での情報伝達や、聞くことに不自由のある方には文字で情報を伝えることができ、自治会長や公民館などの自分たちの近くにいる、近くの方からの連絡を受けることができます。使い慣れないと、どうやって返事をしたらよいかわからない、ということもありますので、普段から、きょうはいい天気ですね。外へ出ておいしい空気を楽しみますかななどと、直接会えない時も挨拶を交わすなど、いろいろなことに使える道具です。

これから行う防災行政無線通信施設整備事業に、このタブレットも使えるようにして、初めに紹介した要配慮者の方々に、災害や避難の情報が正確に伝わり、次の行動につながる取り組みが必要と考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして防災行政無線と携帯通信網を活用し、被災者を出さない取り組みをということで、お答えをしたいと思います。

災害や避難に関係する情報は要配慮者に限らず、住民の方々に迅速かつ正確に伝えることが最も必要であると考えているところでございます。

これから予定されております防災行政無線整備事業に、戸別受信機や屋外拡声子局が含まれております。

戸別受信機については、基本的に雨などの影響により受信状況が悪くなることはないと考えられております。ただし、雷が多発することによりまして受信状況への影響がある可能性はございます。

屋外拡声子局につきましては、議員からお話ございましたように、放送内容が雨などの騒音

による影響で聞こえづらいことや聞こえないこともあることが想定されます。そのため、今回の整備ではスピーカーの使用を既設のホーンスピーカーから防災スリムスピーカーに変更することで、到達距離、明瞭性の向上を図り、雨などの騒音による影響を軽減したいと考えているところでございます。

携帯通信網を活用したタブレット通信機器につきましては、持ち運びが簡単であることや文字情報を伝えることができるなどメリットがあると感じております。また、活用方法についても拡張性があり、今後の発展が十分期待できると考えています。

ただし、防災行政無線でタブレットを活用する場合には、機能の一部に制限がかかることが予測されます。理由といたしましては、防災行政無線を利用する際は免許が必要となるため、自治会等から放送する際、防災行政無線の電波を利用する戸別受信機、屋外拡声器については放送することができません。よって、携帯電話などの機器に対しての情報発信に限定されることとなります。したがって、防災行政無線通信施設整備事業におきましてタブレットの使用は、現在のところ、想定をしておりません。そのことをお伝えしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの答弁で、戸別受信機に影響はないということですが、相手が電波ですので障害物等があったり、雨等もそういうものを現在の戸別受信機は、雨のときは電波が弱いところが見られます。そういうものがないというふうなことでしたら、また後日でよろしいので、仕組みについてお知らせ願えたらと思います。

なおかつ、今整備をしているものではできないということをお知らせも質問しております。同報系で整備するのにプラスして携帯通信網の部分を入れるということができないかというのは今回の質問の趣旨ですので、その免許等の問題も含めて対応できないかということです。

私は、今なぜこのタブレット等を使ってということをお知らせしているかといいますと、以前の、これまで全国の中であった避難の状況、その中で声をかけにいったけれども、もう自分が行けるところが1軒、2軒、3軒、数軒しか行けない。まだほかのところにも声をかけなきゃいけないんだけど、それができなかった。その悔しさが本当につくづく感じます。

日中の休みの日とかであれば、まだ人もいます。ところが、若い人たちが仕事で、夜、そういう中でまず、あんた、自分で出れるか。大雨がどんだんなりそうだ。そのときにどうですか、そういう声かけ、すぐにたくさんのは言いません、10人ぐらいの人にすぐ、じゃあ、どんだんできるか。まず一遍出してみて、そして返事が返ってこないところに対しては直接行ってということにつなげられると思います。そして、自分だけでできないときは、今度は災害対策本部なり、役場のほう、そっちに対して1人じゃできないから応援頼む、そういうことを一括して集中的に取り組むことが私は必要だと思います。

先般の大雨のとき、済んでからですけれども、高齢の方のところをお伺いしました。そのときは、近所の方がそれぞれで別々に大丈夫だったかと声をかけてもらってうれしかったという声もいただいておりますが、そういうふうに通じる人がいるところとそういう人がいないところもあります。

今自治会の体制の中では、1人の方が2つの集落をまたがってお世話をされているところもあります。そういうような中で、本当に一人一人のところに声かけができるか、私は非常に不安な思いを持っております。ですから、前回もそうでしたが、携帯通信網を使った中での整備、そういうことを申し上げているところです。

総務省、消防庁、これがことし4月に災害情報伝達手段の整備等に関する手引きを公表していますが、この中でもう詳しく紹介をしております。

緊急に行動が必要なときに避難しましょうという声かけを携帯電話やタブレットを使って行い、返事のないところへ直接顔を見て避難を促す。手が足りないときには支援をできる人の範囲を広げる。先ほど言いましたが、そういう道具にもなると。双方向の通信ができる、このメリットをどう使うか、というか、そういうものを整備することが今大事だと私は思います。ですから、同報系の防災行政無線と携帯通信網、両方を活用するということができないわけではないと私は思いますが、もう一度、御答弁願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件につきましては、以前、11番議員のほうからも、言葉としては伝える、伝わるという表現でお話もあったのを鮮明に覚えているところでございますけど。

消防庁の手引きの御紹介もございました。情報伝達というのは、決して1つだけの手法でできるものでもございませんし、それですとなかなか、当然、伝わらないわけでございますから、これを前回のその方針を変える際にも何回もお答えをさせていただいたところでございますが、防災情報の伝達につきましては本当に多種多様な情報伝達手段を確保して、それをまた運用することによって広く町民の皆様へ迅速、確実に伝達することが大原則でございますので、そのような思いでこれからも取り組みを進めてまいりたいと思います。

これからまだまだ事務的な整理をさせていただいて発注に向けて準備を進めるわけでございますので、今回のその御意見も参考にさせていただきながら検討させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、次の質問になりますが、地域におきましては、避難行動要支援者、要配慮者が誰かわからない、名簿があると聞いているが、自治会の役員のところには届いていないという話がありました。

そこで、みずから避難することが困難であったり、避難をするのに支援を要する方の避難行動支援に関する取り組みの指針というものがありますが、この中には、地域防災計画の策定及び見直し、避難行動要支援者の名簿の作成と活用、個別計画の策定、避難行動支援に係る地域の共助力の向上といったものが示されていますが、町としてどこまで行う予定としているのか。また、取り組みが、現在、どこまで行われているか、お聞きをします。作業を行う上で、手間がかかること、対象となる方々の理解と協力を得るための作業分担などにおいて地域の方の協力も必要だと思しますので、その点も含め答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、避難行動要支援者の支援ということについてお答えをしたいと思います。

避難行動要支援者の対象者とその支援を行うこととされている避難支援等関係者については、災害対策基本法に基づきまして地域防災計画であらかじめ定めておくこととなっており、吉賀町では既に吉賀町地域防災計画の対象となる方や団体を定めているところでございます。

避難行動要支援者の対象となる方々につきましては、昨年度より福祉団体等の関係機関と協議を重ね、今年度対象者の見直しを行ったところでございます。

見直し後の対象者につきましては、いずれも施設等に入所していない方でございまして、介護認定を受けている方、身体障がい者手帳3級以上を所持している方、療育手帳Aを所持している方、精神障がい者保健福祉手帳2級以上を所持している方、緊急通報電話を設置している方、妊産婦及び乳幼児の方、難病患者の方、日本語に不慣れな在住外国人の方、その他名簿に登載することが適当と認められると判断された方、こうしたようなことで既に防災計画のほうへ明記しているところでございます。

また、避難行動要支援者の支援を行うこととされている避難支援等関係者につきましては、吉賀町消防団、益田広域消防署、津和野警察署、民生児童委員、吉賀町社会福祉協議会、自主防災組織や自治会となっているところでございます。

それから、避難行動要支援者名簿につきましては毎年1回更新することとしており、町内全体で1,000人弱の方々が名簿に登載されております。

作成された名簿につきましては、あらかじめ同意された方の名簿のみ、避難支援等関係者に対して名簿を提供することとしており、これまでも名簿提供を希望された避難支援等関係者に対して名簿を提供してきたところでございます。

ただし、名簿は年1回しか更新していないことから、既に名簿登載の要件を満たさなくなった方の情報が登載されたままとなったり、逆に、登載されるべき方の情報が登載されていない、そういった事案も発生しているということでございます。

また、病院等に入院している方の情報や施設に入所している方の情報まで名簿に反映させることが不可能であることから、実際の状況とは少し乖離した名簿となっていることを申し添えておきたいと思います。

したがいまして、町といたしましては、避難行動要支援者の把握に当たっては町が作成した名簿はあくまで参考としていただくこととしておりまして、地域の実情を一番よく把握しておられる地域の住民の方々が中心となり、地域に住んでおられる要支援者把握に努めていただくことが結果的に地域の防災力向上につながると考えております。

今後も引き続き、自治会や自主防災組織を中心とした地域の防災力向上に向け、町として支援を行っていききたいと考えております。

また、避難行動要支援者の避難についての計画となる個別計画でございますが、現在、関係機関等と協議を行いながら、作成する対象者の優先順位を定めているところです。

その中でも、今年度は最も優先度の高いと思われる人工呼吸器や腹膜透析、人工透析等医療ニーズの高い方々から順次作成を行い、先日全ての方の個別計画を策定したところでございます。

今後は、自治会や自主防災組織を初めとした避難支援等関係者の方々とも協議を行いながら、全対象者の個別計画を策定していく予定としているところでございます。

地域防災計画の見直しを行ったということで申し上げましたが、膨大な計画なんですけど、その中の40ページ以降のところ、今回御指摘のありました要支援者の、いわゆる支援体制の構築についてという項目の中で今申し上げました内容について明記をさせていただいておりますので、またご覧をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、避難行動要支援者の名簿、これは、今、地域のどこまで届けられているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 取り組み指針の中にもありますように、名簿をつくりましたらその更新の情報共有に備えなさいということで、関係者間で共有をなささいということでございますけど、担当課のほうで今対策として行っておりますのは、平時の段階で情報共有をしておりますのは、行政は役場と社会福祉協議会のようにございます。自治会等、いわゆる避難支援等関係者となる者ということで消防団であったり、広域消防であったり、自治会自主防災組織というようなことを申し上げましたが、これらにつきましては、現在の運用といたしましては希望があれば提供させていただくということで運用しているというふうに聞き及んでいるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の名簿については希望があれば共有するというところでよろし

いかと思います。

それでは続きまして、公民館の問題についてお聞きをいたします。

公民館のあり方（素案）についての意見交換会が、朝倉は11月21日にありました。当日配付された資料には経緯のところ町長の所信表明とあり、公民館と行政のかかわり方についてより有機的な機能を追求していくことの具体化であると受けとめました。

そこで、町長の目指す公民館のイメージ、簡略にお示しをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、公民館のあり方、素案の内容からということでお答えをしたいと思います。

これまでの公民館につきましては、社会教育の役割が強い公民館であったと考えております。これは、当然、そこへ主眼を置いたまちづくりなり公民館を行ってきたわけですので、それは当然のことだと思います。もちろん、公民館の現場におかれましては、地域振興の役割も現実問題として担っていただいているところがたくさんあるということは承知しているところでございます。これからの公民館には社会教育に加えまして、地域振興の役割も明確に担ってもらい、住民の身近な地域づくりの場、あるいは拠点としての機能を強めていきたいと考えております。地域をつくるのは住民の皆様だと考えておりまして、公民館はその地域をつくる人を育てる場だと考えております。住民の皆様が自分の地域の問題、課題は何かということを感じることができ、そのことについて対話や議論を経て解決ができるようにそのような機会や場を設定すること、それをコーディネートすることが公民館の役割だと考えているところでございます。そして公民館職員、時には伴走をし、時には助言をするといったように、この公民館を支えていくことが、我々、行政の役割だと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そこで、先ほどの意見交換会の中で、公民館のあり方における今後の予定として、今年度公民館の名称変更に向けて検討を始めるということになっておりますが、朝倉の意見交換会では名称変更することに異論を述べる方が多くありました。なれ親しんだ名称であり、変えなければならない明確な理由が見当たらないというふうに思います。名称を公募するということではありますが、公民館という名称も含めての公募であるというふうにするのは妥当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 事務方のほうで素案を考えていただいて、それを可として今教育委員会、それから自治振興になります企画のほうで意見交換会を終了させていただいたところでございます。

そもそも公民館の名称を変えようということにつきましては、これまで本当何十年も行ってきた公民館、これのあり方を変えていこうということでございますので、いわゆるこれまでの公民館とは違ったイメージをやはり持っていただく必要があるだろうという思いの中から名称の変更ということは今皆さんに提案をさせていただいているところでございます。そういう素案をもって意見交換会に臨んだわけでございますが、朝倉の御紹介もございました、意見交換会の中では公民館という名称を変更しなくてもいいんだと。逆に、変更するほうがいいという御意見もほかの地区ではあったやに聞いております。

いずれにいたしましても、今回は素案という形で住民の方にお諮りをしたわけでございます。本当にたくさんの意見をいただいているわけでございます。ですから、この素案を今度は成案に仕上げていかなければならないという作業があるわけでございますから、関係する部署のところで意見交換会の内容をつぶさに整理をさせていただいて、成案に向けて事務を進めていきたいと思っております。その中で名称の取り扱い、いかようにしていくかということもおのずと結論が出てくる。また、このことにつきましては、議会のほうにも御報告なり、お諮りをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、公民館の体制の問題でお聞きをいたします。

新しい体制としては、公民館の主事を1人から2人に増員し、館長は原則半日勤務から1日勤務とする案が示されております。

そこでお聞きをするんですが、一斉にこの体制にする考えであるかということでもあります。私は新しい制度になっていく中で、どれかの公民館において試行的に実施をし、そしてやっていく、なおかつ公民館長についてですが、これは今、定年を過ぎた方に館長をしていただいておりますというのが実態です。そういう方に1日の勤務ということではありますが、私はやはり役場の職員が公民館の館長としてつく、それは理由といたしましては事務的な能力もですし、公民館で一定の役場の今行っている、税務住民課が行なっている業務のうちの幾らかについて、公民館でもできるような方向性がつくれないか、そういうことを含めてお聞きをするわけですけども、一斉にするかどうか問題と館長の問題についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、5つの公民館がございましてから全館同様な体制でスタートするのが望ましいということが当然のことだと思いますが、ただ一方ではその人材を公民館主事の問題もございまして。人材が確保できるかどうか、それは今不透明な部分もございまして、ある地域を先行してスタートさせるということも、これはやっぱりあり得るのかなというふうに思っています。ただ雇用の問題もございまして、試行的にスタートさせるには検討が当然必要だと思います。

ます。

それから、もう一つ、本当に大きな過渡期を公民館が迎えるということになりますから、一定のタイムテーブルといいますかスケジュールは決めてはおきながらも、やはりそこには柔軟な対応が必要な部分もございますので、試行とかいう部分も含めてこれは慎重に対応していきたいなと思っています。

それから職員の配置の問題で、いわゆる役場の正規職員をとという話がございました。私も理想はそのような形がやっぱりベストだろうと思いますが、ただ今、吉賀町の役場、行政組織の中で置かれている状況を見ながら5つの公民館にそちらへ職員をとということになると非常に難しい問題だろうと思っているところでございます。現状の中ではなかなかそこにはお答えできないかなということ、現時点で回答させていただきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは続きますけども、新しい体制とした場合に主事が2人ということ、先ほど申し述べましたが、1人はこれまでと同じ社会教育、もう一人は集落支援ということで、この集落支援担当というのが年間の地域の行事のやりくりだけでなく、人と人、団体、地域、情報、埋もれたものを含む資源、これらのものを適切に結びつけ、地域課題を整理しつつ解決への糸口を探ることになると想像しているところです。

集落支援担当になられた方には、旧柿木村で社会教育の一環として30年前から取り組まれた集落点検、集落計画づくり、これは6年ぐらいは続いていたと思いますが、あとのことについて正確には私も把握できておりません。それと、島根県内の集落支援員の活動をまとめた第一線で活躍する自治体職員・支援員のための実践事例集なども関係する職員とともに学ぶことが大切と考えます。

そこで質問に入りますが、公民館主事とは別に統括コーディネーターというものを配置するという案が素案の中にはあります。5つの公民館を行き来し、公民館同士をつなぐということですが、今現在ですが、教育委員会におきましては公民館長さんの会議、または主事さんの会議等あるというふうに以前お聞きをしたことがありますが、こういう中で公民館同士のつながりもあります。また、サクラマスの取り組みもあり、地域の学校や地域団体との取り組みもあり、館長と主事の努力で地域内のつながりもつくられていると思います。

町外や県外の情報は年間を通して行う必要はないというふうに考える中で、統括コーディネーターが本当に必要であるか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、公民館主事のことについてお答えをさせていただきたいと思えます。

素案にもありますように、こちらのほうの全協でも説明をさせていただきましたが、今回新しい公民館づくりをしていくに当たって、マンパワーの部分で公民館主事なるものを2名体制にさせていただきたいという、今、素案の提案をさせていただいております。お一人についてはこれまでどおり社会教育をメインに、もうひとかたについては地域振興を主にとということで、今、議員のほうからは集落支援員というようなお話もございましたが、名前はともかくといたしまして地域づくりのほうへ専念をしていただくような、そうしたポジショニングになるかなというふうに思っています。

旧柿木村の御紹介がございました。私も以前、その計画を拝見させていただいたことがございます。これは木部谷地区のものでございまして、集落計画というものだろうと思います。いわゆるその各地域、集落をこれから現状どういうふうに分けて、将来にわたってどういうふうな地域づくり、集落づくりをしていこうかというような全体で構想を描いて、それに向けてのまちづくり、地域づくりをやっていく趣旨でそれぞれの地区にその集落計画があったということがございます。それが今、運営されているかどうかということは私は聞き及んでおりませんが、そうした形で今まで行ってきたというような事例もあるわけがございます。

いきなりそれを、いわゆる公民館のあり方を変えて後にそれをすぐやるということは、やはりまだまだなじみのないこともあるわけがございますし、なじみのない地域もあるわけがございますから、それは当然強制することもできませんが、それぞれの地域の中でそうした計画づくりが必要ということになれば、これはもう地域の思いでそれを先行してやっていただく部分には全く問題がないというふうに思っております。

いずれにしても5つの公民館、画一的に同じようなことを強制していくようなことは、私はやるつもりはございません。

それから、統括コーディネーターのお話もございました。必要かどうかということで申し上げますと、今素案の中でも申し上げておりますように、目的といたしましては当然、5つある公民館でございまして、当然そこは行き来をしていただいて公民館同士をつなぐ、それから時にはその学校や地域団体をつなぐことも担ってもらい、情報提供も当然していただくということで、新しい事業としてやるわけもございますし、膨大なことが公民館にやっぱり事務なり事業が発生してくるということも考えますと、やはりその5つをつなぐ統括コーディネーターなる役職は、私は必要だろうというふうに思っております。

素案の中でも既に令和2年度から設置をさせていただきたい、配置をさせていただきたいということもございまして、今、事務方のほうではどうした方がいいのか、どうした方にお願いをすればいいのかということで、少しずつ事務を進めさせていただいて、当然、来年度の当初予算にかかわる部分でございまして、予算編成作業の中で内容について整理をさせていただくこと

を今進めているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 朝倉の自治会の現状を言いますと、私は朝倉東の自治会というのになりますが、3つの集落で構成をしており、役員は3つの集落で毎年順番に回していく、そういう中でその人の選び方も集落の話し合いで決めるところもあれば、家押しで決めるところもあります。

このような中で、じゃあ本当に自治のことについて集中的に取り組めるか、勤め人の方もおられますし、高齢の方もおられる。そういう中で本当に自治の仕組みづくりのとこを今度集落支援の担当する方がゼロに近い状態から作り出していくということになります。そうすると、先ほど言ったのはあくまでも過去の事例なり、今取り組まれている、まとめられたものを、まずどんなものかということを担当になった人がまず学ぶ。住民の側が学ぶ前に担当になった人が学ぶと、それから住民の学びという流れであるというふうに私は思っています。もう少し地域のことをやりたいと思っておられる方も中にはおるように感じます。そういう人たちのいろんな努力の中で揚々に自治会の取り組みを進められております。

そして、朝倉地域全体ですけれども、今、公民館長がいろいろな行事、これからほかのことも含めてですけれども大枠を館長さんのところで検討していただいていると、その中で地域のことを進めているというような現状もありますので、それぞれの地域は違うと思いますけれども、そういうものも含めて集落支援の担当の人は館長とともに取り組むというところで、もう一度住民の皆さんに学んでもらうというようなところでぱっと出てきていますけれども、まず大事なことは担当の人を知っていただくということですので、その人を知るという中の取り組みのみについて、町長の気持ちを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 時間がありませんので、端的に申し上げます。

本当に時間がかかると思います。ですから、皆さんにお願いをする前段では当然、集落支援員、公民館主事になった方がまずやはり地域を知ることが大事でございますので、そのようなことを心がけて対応させていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、11番、藤升議員の質問が終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、これで散会といたします。御苦勞でございました。

午後 4 時03分散会

---